

統一に向けて動き出した米国保険法定会計

保険研究部門 主任研究員 小松原 章
komatsu@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 米国保険会社に対しては一般目的の会計である G A A P と保険監督目的の法定会計両方式が適用されるダブル・スタンダード体制が採用されている。後者の法定会計については保険監督が州の権限に属するため各州間で差があり、従来より保険監督の調整機関である N A I C (全米保険監督官協会) が統合努力を重ねてきた。
2. しかしながら、80 年代後半から 90 年代初頭にかけて多くの州で営業する大規模保険会社の経営危機が続発するにつれて、ソルベンシー (支払能力) 規制の見直しの一環として会計基準の統合ニーズが一段と強くなった。これに対し、N A I C が中心となって法定会計の統合 (codification, 法典化) を 90 年代初頭より進めてきた結果、このほど 2001 年 1 月から各州採択を前提に統一基準が適用されることとなった。
3. 新会計基準の特徴は、法定会計のコンセプトを明確にしたこと (保守性基準等) G A A P を尊重するとともに法定会計のなかでの G A A P の位置づけを明確にしたこと (G A A P の適用順位の明確化) その中で、法定会計の独自性部分を明確化・精緻化 (責任準備金の取扱い等) したことで、これらにより法定会計の透明性・比較可能性が一段と高まることとなった。
4. 具体的に見ると、新基準の下では F A S B 基準書等主要 G A A P 基準が N A I C による採択を前提に個別の法定会計基準 (S S A P) に次ぐものとされ、税効果会計、年金 (退職給付) 会計等従来法定会計では採用されていなかった会計方式が採用されるなど G A A P への接近が図られている。
5. 一方において監督上の骨格となる法定会計独自の方式、例えば、非連結主義、認容資産・非認容資産 (什器・備品等 B / S 非計上資産) 金融資産の評価 (債券 - 償却原価) 責任準備金評価 (法令ベースの保守的評価) 等においては従来どおりの方式が維持されるなど、法定会計のスタンスが堅持・明確化された。
6. 現在、一般目的会計に負債も含めて時価会計を導入しようとする国際会計基準委員会の動きもあり、会計目的が異なるとはいえ法定会計を巡る情勢はなお流動的な面もあるが、米国の法定会計が法典化によって新たな段階を迎えたことは事実である。法典化による会計基準はなお保険会社の唯一の会計基準ではなく、州の修正権限が留保されていることから、現在のところ会計士側により「G A A P 以外の包括的会計基準」として認知されるには至っていないが、全州とも原則的に法典化による会計基準を採用予定であり、N A I C も銀証保相互乗入れ等金融環境激変下での今後の保険監督基本方針として「州規制ハーモナイズ」のいっそうの強化を掲げていることから、新会計基準が全米レベルで確固たる会計基準として定着していくにつれて、事実上の「G A A P 以外の包括的会計基準」として進化していくことが期待される。

I. はじめに

米国の保険会社に適用される会計基準は、保険監督のための法定会計（Statutory Accounting Principles、S A P）および、一般の会計基準であるG A A P（Generally Accepted Accounting Principles）の2つの基準で、保険会社はいわゆるダブル・スタンダードによる会計規制を受けている。

このうち前者については契約者債務の履行能力（Solvency, 支払能力）の検証が主要目的で、保険監督官に対する保険会社の財政状況の適正表示に力点が置かれる⁽¹⁾。

一方、G A A Pにおいては主要目的が、対象保険会社の財政・業績状況について時系列分析のみでなく、同業他社または他業態との間の分析において比較可能な方法をもって情報を投資家等に提供し、当該会社の投資適格性や魅力度を判断可能にすることにある。

このように、目的が全く異なる会計制度が併存し、保険会社に重畳適用される米国保険会計は、会計のあり方が各国の社会・経済事情に大きく影響を受けるとは言え、（米国流に見れば）法定会計（S A P）とG A A Pが渾然一体となっている日本、事実上G A A P 1本（監督上はG A A Pをベースにソルベンシー関連の補足情報を付加する）のカナダ、豪州とも様相を異にし大きな特徴となっている。

もともと法定会計が早くから発展⁽²⁾し、G A A Pが後に（特に1980年代以降）本格適用されてきた経緯もあることから、カナダのように法定会計がG A A Pに全面的に収束するのは非現実的であり、しかも保険監督当局が法定会計を基礎に自己資本規制、インソルベンシーの判定および所定の介入等を行ってきたこれまでの実績を踏まえると、米国のダブル・スタンダードによる方式は一つの確立した制度として定着しているものと解釈することが可能である。

ところで、米国の保険会社は、銀行（国法銀行）および証券会社が主として連邦の諸規制を受けるのに対して、伝統的に州の規制を受けることとなっている。

この結果、法定会計の規制も各州が独自に行うこととなることから、会計処理等において各州間のバラツキが見られ、従来より会計士等から各州区々の法定会計基準の統一要請が出されていた。

以下の経緯（. 法典化の経緯）で紹介するように、全米保険監督官協会（National Association of Insurance Commissioners, 以下NAICとする）は保険監督の調和化という観点から従来より会計面での統一努力を行ってきた。しかしながら、より一層の整合性・透明性を確保するため全米レベルでの会計基準の統一を行い、法定会計の包括的な基準書を作成する必要性が急速に高まってきたのを受け、

⁽¹⁾ Kenneth Black, Jr and Harold D. Skipper, *Life&Health Insurance*. 13th ed. (Prentice Hall, 2000), pp.905-907.

⁽²⁾ NAIC（全米保険監督官協会）が1875年に保険監督官向けの統一会計報告書（uniform convention report blank）を採択し、B/S重視の現行の法定会計理念を明らかにした。Insurance Accounting & Systems Association, *Life Insurance Accounting*. 3rd ed. (IASA, Inc, 1994), p.1-11.

90年代初頭以降約10年をかけて鋭意統合努力を重ねてきた結果、このほど全米統一会計基準である「法定会計原則の法典化」(codification of statutory accounting principles,以下「法典化」という)が完成し、2001年1月から適用される運びとなった。

各州がこの統一基準を採択すれば、会計面では文字どおり全米統一化が達成されることとなり、より充実したディスクロージャーの推進、比較可能性の高い財務諸表の整備が行われることによって、保険監督・検査および会計監査等の充実・利便性向上に資するところが少ないものと考えられる。

一方、我が国について見ると、近年、国際会計基準の顕著な動き等を反映し、国内の会計基準の見直し等が急速な勢いで進行しつつあり、この中で保険会社の会計のあり方もその埒外とはなり得ず、保険会社の特殊性に配慮するかたちで妥当な対応がなされていくことになるものと見られる。

保険会社の会計のあり方については現在活発な議論が展開されているところであり、特に、企業会計分野における金融商品の時価評価導入と保険会社への適用を巡り、健全性確保の観点から様々な意見が表明され、責任準備金の時価評価を含めた多くの検討課題が提起されている⁽³⁾。

保険会計のあり方はその国特有の事情に大きく影響を受けることから、我が国の将来を検討するに際して、米国の上記事情がそのままあてはまるわけではない。しかしながら、保険会社の会計については米国に限らず、我が国においても、契約者保護の観点から、保険期間を通じた支払能力の測定が重要であるため、同様の立場で法典化に取り組んだ米国の動向は貴重な先例として参考にすべき点が少ないものと考えられる。

そこで、以上のような問題意識を前提に、以下では、法典化に至った経緯、法典化の内容、保険会計に関する国際会計基準の動向とN A I Cの対応等について生保分野を中心に整理して紹介し、今後の議論における基礎情報を提供することとしたい。

⁽³⁾ 金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理について(保険会社会計を巡る論点整理)」(2000年6月)同論点整理によると、金融商品の時価評価を保険会社に適用した場合、金利変動による評価差額の発生が、保険会社決算に極めて大きなインパクトを与える、金利変動の可能性を回避するため、資産運用行動においてデフレーションの長期化に反する行動をとり、健全性確保に問題が生じかねない、責任準備金の時価評価についても、業法上時価評価が適切かどうか、責任準備金の公正価値とは何か整理が必要と指摘されている。

II. 法典化の経緯

1. 保険会社の経営危機（80 年代後半から 90 年代初頭）

米国の保険業界では 1980 年代以降金融自由化等の急速な進展を受けて各社間の競争が他業態をも巻き込んだ形で熾烈さを極めていくこととなった。

このような状況の中で、保険会社は積極的な業容拡大を指向し、自らのプレゼンスを高めていくこととなるが、リスク管理の不徹底等もあり 80 年代後半から 90 年代初頭にかけて、経営危機に陥る会社が続出するに至った⁽⁴⁾。

生保会社の場合は、80 年代の高金利時に高利の G I C 等の商品を積極的に拡販し、これをジャンク・ボンド、不動産関連投資で運用するハイリスク経営に傾斜した結果、その後の債券市場の崩壊による多額の損失により経営破綻に陥る例が相次いだ。

一方、損保会社の場合は、経営総代理店（Managing General Agent、保険引受、損害調査、保険金支払い等広範囲な権限を有する代理店）への過度な依存（ハイリスク契約の増大原因）、過度な再保険への依存（信用力の低い州外・外国再保険会社への出再による再保険金回収不能原因）、準備金の過小積立（支払備金とくに I B N R の過小評価による利益操作→将来損失発生の原因）等による強引な業容拡大が財務内容を悪化させ、後に経営破綻を来すに至った。

経営危機の具体化はまず損保会社が先行し、85 年にミッション社およびトランジット社、87 年にインテグリティ社、89 年にアングロ・アメリカン社が破綻した後、91 年に入ると生保会社のエグゼクティブ・ライフ、ファースト・キャピタル・ライフ、モナーク・ライフ、ミューチュアル・ベネフィット・ライフが相次いで破綻することとなった。

これら破綻の主たる理由は、競争激化の中での急速な業容拡大策に伴うリスク管理の不徹底等マネジメント上の問題であるが、一方において州による監督上の問題も指摘されることとなった。

すなわち、複数州にまたがって事業展開をする規模の大きい会社の監督については州レベルでの監督体制では不十分で、財務上問題のある会社の発見およびこれらの会社の無理な経営活動の適切なチェックが困難となり、状況悪化を加速させたとするものである。

このような事態は、連邦による規制の必要性に関する問題を提起することとなり、州による保険規制のあり方が問われることとなる。

そこで、N A I C も連邦による保険規制の導入論に対する防御策として、とりわけソルベンシー規制の充実による州の保険監督権限の整備を迫られることとなった。

⁽⁴⁾ 詳細は、江口 武久「損害保険会社の支払能力問題 - 最近のアメリカにおける動向報告 - 」保険学雑誌 534 号（1991 年）、古瀬 政敏『アメリカの生命保険会社の経営革新』（1996 年、東洋経済新報社）参照。

2. ソルベンシー強化に向けたNAICの対応

深刻化する保険会社の経営危機を受けてNAICは各州の保険監督のレベルアップを図る観点から、1989年にソルベンシー・アジェンダ（Solvency Agenda）と称するソルベンシー強化のための重点課題集を採択し規制の充実に着手することとなった（アジェンダは91年に改訂）。

ソルベンシー・アジェンダの概要は図表-1のとおり広範囲に及ぶもので、これらの課題を逐次達成することによって、ソルベンシー規制能力の強化・充実を確保しようとするものであった。

図表-1 NAICソルベンシー・アジェンダ（1991）の概要

課 題	内 容
1. 保険会社の検査	・検査官向けハンドブックの充実→米国公認会計士協会 AICPA の一般監査基準（generally accepted auditing standards）を監督用に適切な限り採用する等充実を図る ・コンピュータによる監査技術の強化を図る
2. 財務規制基準（Financial Regulation Standards）	・財務規制基準および認定州プログラム（insurance department accreditation program）の継続・強化
3. 年次計算報告（法定会計）	・年次計算報告書のディスクロージャー強化→重要取引に関する情報提供の充実
4. 自己資本規制（Risk-Based Capital）	・必要自己資本の達成レベルに応じた規制を行うリスク・ベース・キャピタル手法の開発を行う
5. 再保険	・金融再保険等リスク移転を伴わない再保険のあり方を検討（法定会計上の取扱いを定める） ・州の保険監督局をサポートするための組織をNAICに設置
6. 法定会計原則・実務	・法定会計原則のいっそうの発展・拡充・法典化（codification）の観点から現行会計原則を見直す
7. 監督スタッフの教育	・NAICに教育ファンドを設定する ・財務分析・財務監査・財務規制担当者が適切な意思決定・政策設定をなせるように、中・上級者向け教育・訓練コースを開発・実行する
8. 財務諸表分析機能の高度化	・NAICに財務分析を集中して実施する部門を設定し、財務健全度を示す諸比率（IRIS financial ratio）の充実・高度化を図る ・財務諸表分析の能力・技術向上のための州支援強化
9. 保険会社の投資規制	・保険会社投資規制に関するモデル法を開発する ・州当局が保険会社の投資を分析・評価するに際して、NAICが州支援のために必要な資源・スタッフを持てるようにする
10. 財産管理・管財人（Receiverships）	・各州の財産管理業務を研究するため、監督官・支払保証基金・業界のメンバーから成る合同委員会を組織し、所要の改善提言を行う

（資料）NAIC Proceedings-1991 Vol. A

アジェンダをベースにNAICは後に、自己資本規制（RBC規制）等のソルベンシー規制策を開発していくこととなるが、この中で、明確に「法典化」が盛り込まれており、これによって今回の「法典化」プロジェクトが発足することとなった。

法典化の必要性は同アジェンダの「2. 財務規制基準」を遂行していくためにも必要な作業であった。

すなわち、NAICの財務規制基準は、大規模保険会社の破綻という過去の苦い経験に鑑み、複数

州にまたがって営業する保険会社のソルベンシーを適切に監督する能力を有する州を認定州 (accreditation) として認定するためのナショナル・スタンダードである。

ある州が認定州として認定されると、その州が作成した検査報告書は他の認定州によって受入れられる。逆に、非認定州のままでいると、その州が作成した検査報告書は他の認定州によって拒絶されることとなる。

したがって、非認定州を本拠州とする保険会社が他の認定州で営業を行っている場合、その認定州の検査をも受けることとなり負担が過重となる。

このような不利益を受ける保険会社が認定州へ流出する恐れがあることから、非認定州は認定州になる誘因を有することとなる。

そこで、認定州となるための要件が問題となるわけであるが、財務規制基準⁽⁵⁾の中の法律・規則要件の主要なものを列挙すると次のとおりとなる。

- ・ 検査権限 - 監督当局が必要と認めたときは随時、会社の検査をする権限を有していること
- ・ 自己資本規制要件 - 州法ないし規則に N A I C の Risk-Based Capital ないしそれと同様の自己資本規制を有していること
- ・ N A I C 会計実務 - 保険監督当局が全保険会社に対して年次計算書を N A I C 所定の法定会計実務マニュアル (NAIC Accounting Practices and Procedures Manual 等) にしたがって作成・提出する旨要求していること
- ・ 投資資産の評価 - 保険会社保有の有価証券の評価につき N A I C 証券評価局 (Securities Valuation Office) 規定の基準に準拠して評価する旨要求していること
- ・ 負債および責任準備金 - 最低責任準備金について N A I C の最低責任準備金規制 (Standard Valuation Law 、Actuarial Opinion and Memorandum Regulation) と同様の規制を行っていること
- ・ 公認会計士監査 - 州法・規則が独立の公認会計士による保険会社の財務諸表監査 (年次) におい

⁽⁵⁾ NAIC Policy Statement on Financial Regulation Standards, 同基準は 法律・規則の部、 監督実務・手続きの部、 組織・教育体制の部からなっており、 は健全な保険規制を実施するための法律・規則要件、 は の法律・規則を実施するに際しての実務体制 (スタッフ、データ・ベース等) の整備状況、 は職員の教育体制等が規定されている。

て N A I C のモデル規則 (NAIC's Model Rule Requiring Annual Audited Financial Reports) に準拠する旨要求していること

- ・危機管理 (Receivership) - 保険会社が N A I C の再建・清算に関するモデル法に照らしてインソルベントと認定された場合における保険会社の管理スキームが規定されていること
- ・支払保証基金 - 保険会社がインソルベントと見なされた場合において、N A I C のモデル法と同様の契約者債務支払い保証制度が規定されている

すなわち、認定州の要件の中に、N A I C の会計実務と同様の法定会計の存在、財務諸表に関して独立の公認会計士による監査義務が要求されていることを考慮すると、認定制度の円滑な運営を行うために透明度の高い統一会計基準を設定する必要がある。また、会計士側も保険監督官による保険会社財務状況監督の補強という観点から法定会計上の監査を行うこととされていることから、各州区々の会計基準ではなく全米統一の会計基準に準拠して監査報告 (適正意見) を行うのが望ましいと考えていた。こうした諸事情もあり法典化の必要性が強く認識されるようになった。

従来より、N A I C では法定会計報告書様式の統一化や報告書記載方法説明書 (Annual Statement Instructions) および法定会計実務マニュアル (Accounting Practices and Procedures Manual) ⁽⁶⁾ 等の手引書を作成し、法定会計の統合に努力してきたが、州への拘束力もなく会計基準としての完成度も低かったため、これをベースに会計の統一を行うのは困難であった。

そこで、法定会計の統一を図るにはまず、N A I C レベルで明確な形の包括的会計基準 (F A S B の Statement 集のような体系的基準書) を作成することが前提で、その後にこれを全州で採択してもらうことが必要であった。

法典化作業はこのような状況を背景に 90 年代初頭以降開始されることとなった。

3. 法典化プロジェクト

94 年から本格化した法典化作業⁽⁷⁾は、まず、同年 9 月に N A I C が法定会計の基礎的フレームワークともなるべき法定会計コンセプト基準書 (Statutory Accounting Principles Statement of Concepts) を採択したのを受け、この基準書に基づき各論である一連の Issue Papers の発行、およびこれらへのパブリック・コメントの聴取という方式で順次進められた。

⁽⁶⁾ 各州で行われている法定会計実務を要約的に編集したもので、各勘定項目別に会計処理等の方法が記載されている。各州は当然、このマニュアルとは別個の取扱いを行うことが可能である。法典化後はこのマニュアルに統一会計基準が登載されて法定会計の会計基準集となる。

⁽⁷⁾ 法典化プロジェクトは NAIC 内のワーキング・グループ (カリフォルニア州の財務監督官 Norris Clark 氏座長他ニューヨーク、テキサス等主要州で構成) を中心に外部コンサルタント、NAIC スタッフにより共同で行われた。

Issue Papers は No.1 (子会社の連結) から No.101 (ヘルス・ケア事業資産) まで 88 本 (欠番あり、最終的には 73 本の会計基準に整理統合) 発行され、その都度保険業界等からのコメントを受けることにより、これを修正する形で基準作りの作業が進められた結果、98 年 3 月の N A I C 全国大会で法典化による統一会計基準が採択されるに至り、以降実施およびメンテナンスの作業に移された。

法典化作業を進めていく過程で、G A A P 側の新たな動きとして、G A A P を相互会社にも適用する旨の方向が決まり (96 年から適用) 従来の法定会計実務に基づく財務諸表では G A A P に準拠したものとして (みなす) の適正意見を受けることができなくなったため、N A I C は法典化を早期に完成させ新法定会計基準を G A A P に準じる「G A A P 以外の包括的会計基準」(Other Comprehensive Basis of Accounting, 以下 O C B O A とする) として認知させ、会計基準としてのグレードを高める必要性にも迫られた。

会計士側は、法典化による新会計基準が全保険会社に一律適用されれば、これを O C B O A とするとの意向を持っていたが、法典化による会計基準が州の立法、規制権限に優先するものではないこと、法定会計書類は引き続き州の法令、認可実務に準拠して作成することとされ、新会計基準が法定会計唯一の会計基準とならなかったことから、新基準が O C B O A と見なされるにはいたらなかった。

業界側も法典化作業については、法典化による基準が保守的でサージナスにマイナス効果⁽⁸⁾を有する (ひいては格付けに影響する) 州の会計実務と法典化による会計基準との相違がある場合、州の規制に従っていれば問題ないところ、あえて両者の相違点の開示が要求されている (N A I C の過剰介入と見なされている) 等から新基準の適用に難色を示す動きもあったが、N A I C の積極的な対応もあり、最終的には適用時期が当初の 99 年 1 月から遅れたものの、2001 年 1 月から適用される運びとなった。

上記のとおり法典化による会計基準は州に強制適用されるものではないが、法典化によって新会計基準が序文 (基本コンセプト等) 73 本の会計基準 (Statement of Statutory Accounting Principles(SSAP) No.1 から No.73) および各種アペンディクスに整理統合されたことは、保険会社のディスクロージャーの高度化、比較可能性の充実に貢献するところ少なくないものと見られ、各州の積極的な採択によって保険監督の効率化や外部アナリストの充実した分析に資するものと考えられる。

⁽⁸⁾ Ernst&Young が 94 年度末のデータをベースに生保 69 社、損保 86 社について 40 本の Issue Paper を適用した場合のサージナスへの影響度を調査したところ、生保は 13%、損保は 8% のサージナス減額効果があると試算された、A.M.Best, Inc. Best Week(L/H) (June 10, 1996)。

Ⅲ．法典化の内容

1．法典化の意義

今回の法典化の意義は、法定会計の基本コンセプトが明確化されるとともに、各種会計基準（資産の評価、負債評価等の各項目の会計処理）が体系化・精緻化されたことによって、F A S Bの基準書等に対峙しうる会計基準集が整備された結果、法定会計の透明性・安定性が高まったことである。

内容は非常に多岐にわたり端的に捉えるのは困難であるがあえて整理すると、法定会計の基本コンセプトが明定されるとともに、法定会計とG A A Pとの関連（適用順位）が明らかにされた点、法定会計にG A A Pの手法が取り入れられた点、法定会計としての独自性の明確化が図られた点が特徴的である。

そこで、以下では法典化の具体的内容を上記の三つの視点で捉え紹介する。

2．法定会計の基本コンセプトの明確化

(1) コンセプトの内容

今回の法典化では法定会計の基本コンセプトが法定会計コンセプト基準書（Statutory Accounting Principles Statement of Concepts）として設定され、法定会計がよって立つ根拠（同時に将来会計基準を変更する際の根拠にもなる）が明らかにされた。

同基準書によると、まず、保険監督の目的が契約者保護にあることから、ソルベンシー確保に重点を据えた規制が行われ、これを達成するために契約者債務の履行能力および十分な自己資本維持の検証が行われる。

この場合におけるソルベンシー測定の基礎が財務報告（すなわち法定会計）であり、さらにその法定財務報告の基礎が、以下の3つの基準すなわち、保守性基準（conservatism）、一貫性基準（consistency）、認識基準（recognition）に集約されている。

保守性基準

この基準は保険会社の財務報告には経営陣による重要な判断・推定が伴うものであるから、これら判断・推定に比し、事実が悪化した場合の契約者債務履行能力の低下に鑑みて、法定会計上の推定をなすときは保守性基準を適用すべきであるとするものである。

すなわち、保守的な評価方法は推定と実際のズレにより財務状況が悪化した場合に契約者を保護する方法であるから、法定会計においてはソルベンシー確保のために適度な保守性を見込むべきであるとする発想である。

一貫性基準

この基準は保険監督官が保険会社の財務状況を認識するために必要な有益かつ比較可能な会計情報を確保するには、法定会計基準の開発・適用に際して首尾一貫性が要求されるというものである。

この基準には、保険監督目的に適合しない従前の会計実務を継続使用することなく、経済・市場環境の変化に伴う監督ニーズの変化に対し、適切な会計基準を適時改訂・新設していくとする意味を含むものとする。

認識基準

この基準は、ソルベンシーの測定の中心がバランス・シート分析による財務状況の認識であり、その場合における契約者債務履行能力が債務履行時点で換金可能な資産の存在によって把握されるものであるから、契約者債務履行に利用できない資産はバランス・シートに計上すべきでないとするものである。

この基準により、法定会計上特有の概念である非認容資産（バランスシートに計上できない資産）概念が引き出されることとなる。

(2) 法定会計とG A A Pとの関係の明確化

コンセプト基準書では従来必ずしも明確でなかった法定会計とG A A Pとの関係が明確にされた点が特徴である。

すなわち同基準書にて、 法定会計が可能な限りG A A Pの手法を使用すること（ただし、法定会計特有の目的のもとでG A A Pを統合する） 法定会計基準は法定会計コンセプトに基づきG A A Pと異なる会計原則を対象とするものであること、 N A I Cは 保険会社に適用されないG A A P基準等を採用しないこと、 N A I Cは法定会計と矛盾しない限りG A A P基準を採用すること（N A I Cが採用する限度において法定会計基準の一部となる）等が明らかにされた。

そして法定会計、G A A Pを具体的にどのような優先順位で適用していくかが Statutory Hierarchy という形で図表 - 2 のように明確化された。

図表－２ 会計基準適用順位（Statutory Hierarchy）

レベル１	・ SSAP ・ ただし、NAIC が採用する限度において以下の GAAP 基準等(カテゴリー－a,b,c)を含む * カテゴリー－a-財務会計基準書（FASB Statement and Interpretations）, 会計原則審議会意見書（APB Opinion）,AICPA Accounting Research Bulletins * カテゴリー－b-FASB Technical Bulletins,AICPA Industry Audit and Accounting Guides,AICPA Statements of Position * カテゴリー－c-Consensus Positions of the FASB Emerging Issue Task Force,AICPA Practice Bulletins
レベル２	・ NAIC の会計問題ワーキング・グループの統一見解(consensus positions)(ただし、NAIC による採択が前提)
レベル３	・ NAIC の年次計算書説明書（Annual Statement Instructions） ・ NAIC の有価証券評価局マニュアル(Purpose and Procedures of the Securities Office manual)
レベル４	・ 法定会計コンセプト基準書（Statutory Accounting Principles Statement of Concepts）
レベル５	・ 上記レベル１の GAAP カテゴリー－c 未満の GAAP 参考資料(reference material)

(資料)NAIC, *Accounting Practices and Procedures Manual*(NAIC, 2000)

すなわち、上表によると、法定会計としての各会計基準等の適用順位が明らかである。

最優先順位は法典化による法定会計基準（SSAP）であることは当然であるが、同時に NAIC が採用する限度においてではあるが、FASB の財務会計基準書等 GAAP の主要な基準書がレベル１に格付されている点が特徴的である。

従来の NAIC の法定会計実務マニュアル（Accounting Practices and Procedures Manual）では法定会計と GAAP との相違を簡単に説明（GAAP が収益・費用のマッチングを重視し、新契約費を繰延べる等の説明）をするのみで、GAAP の位置づけについて殆ど触れられていなかった点を考慮すると今回の法典化は相当程度 GAAP に配慮した格好となっている。

３．GAAP への接近

今回の法典化によって法定会計は GAAP の考え方を可能な限り採用している。以下ではそれらの主要項目である、税効果会計の採用、年金（退職給付）会計の採用、保険料の収入認識の変更について紹介する。

(1) 税効果会計の採用

今回の法典化により従来採用されてこなかった税効果会計がG A A P同様に法定会計でも採用されることとなった(S S A P No.10, *Income Taxes*)。

従来の法定会計では税法上の法人税(incurred current taxes)をP / L (法定会計では Summary of Operations と称する)に計上し、法定会計上の利益と課税所得の差から派生する税効果については認識してこなかった。

N A I C では1984年の税制改正以降、両者の差が拡大してきたことに伴い、従来の法定会計上の利益が租税債務を適正に反映していないものと判断するようになった⁽⁹⁾。

今回の法典化でN A I C は、法定会計の観点からも、G A A P (FAS109)と同様繰延資産税金および繰延税金負債を法定会計と税務会計の差から生じる一時差異(temporary differences)に基づく税効果であると見なし、保険会社がこれらをバランスシートに計上すべき旨明らかにした。

繰延税金資産・負債の計算方法については基本的にG A A Pと同様、一時差異についてバランスシート手法を採用する、税効果を現行税法上の税率に基づき計算することとされた。

このように、原則的にG A A Pと同様の税効果会計が導入されることになったが、以下の点で法定会計独自の対応が見られる。

すなわち、保守性の観点から繰延税金資産の計上限度ならびに同資産の回収可能性に関する対応方法に顕在化している。

繰延税金資産の計上限度

G A A P 上繰延税金資産の計上限度額に関する明確な規制は見られないが、法定会計では繰延税金資産の計上限度が概ね次の1) 2) の合計額に制限されることとなっている。

1) 次の または のいずれか小さい額

・ 決算日から1年内に実現が期待される繰延税金資産

・ 直近の法定会計上のバランスシートに計上された自己資本(資本・サープラス)の10%。

ただし、自己資本額から繰延税金資産純額(= 繰延税金資産—繰延税金負債) E D P 設備・

O S ソフトウェアおよび純正値の暖簾(net positive goodwill) を控除したものとする

⁽⁹⁾ NAIC, Statutory Issue Paper No.83, *Accounting for Income Taxes*(March 1998), なお、生保について見ると、両者の差の拡大は84年以降、主として 責任準備金の評価利率について保険法と税法上に差ができ、税法上の評価利率が低くなるケースが出てきた、相互会社にエクイティタックスが導入され、契約者配当の損金算入に制限が加えられた、新契約費について税法上繰延処理がなされるようになった、等により課税所得が増加するようになったことにより生じた。

2) 現存の繰延税金負債と相殺可能な繰延税金資産の額

繰延税金資産の回収可能性の判断と処理

G A A P 上、繰延税金資産について入手可能な証拠に基づきその一部または全部が回収されない可能性がある場合 (more likely than not) すなわち 50% 超の可能性がある場合には、評価引当金 (valuation allowance) を設定し、繰延税金資産を減額しなければならない。

これに対して法定会計では回収可能性に基づく引当金方式を採用せず、上記のとおりより保守的な観点でしか繰延税金資産の計上を認めず (法定会計上の実現基準、realization criteria) この基準に該当しないものは非認容資産とされサープラスから直接控除されることとなる。

(2) 年金 (退職給付) 会計の採用

G A A P では従業員向けに給付建ての年金制度を採用している事業主に対して、FAS87 号に基づき発生主義により過去勤務費用を含む年金給付に関する報酬コスト (compensation cost) を従業員の勤務期間にわたって認識することを要求している。

より具体的には給付建て制度において事業主は P / L 上の期間費用として次のような純期間年金費用 (net periodic pension cost) を認識することとされている⁽¹⁰⁾ (FAS87 パラグラフ 20 以下)。

下記により純期間年金費用は (+ + + +) - となる。

この純期間年金費用が実際に拠出した掛金を超過する場合には、超過額が未払年金費用として負債計上され、下回る場合にはその額が前払年金費用として資産計上されることとなっている。

勤務費用 (service cost)

勤務費用は、従業員の当該期間における勤務に対して給付算定方式に基づき割り当てられる給付の数理的現在価値のことである。

利子費用 (interest cost)

利子費用は時間の経過によって生じる予測年金給付債務 (Projected Benefit Obligation-PBO) の増加で P B O 計算時の予定割引率で計算される。

制度資産の実際収益 (actual return on plan assets)

制度資産の実際収益は、制度資産の期末公正価値から期首公正価値および期中掛金純増分 (掛金収入—給付金支払い) を控除したものである。

⁽¹⁰⁾ FAS87 の説明については、中央監査法人・ニッセイ基礎研究所編『企業年金の会計と税務』(日本経済新聞社、1999 年) 参照。

未認識過去勤務費用の償却(amortization of unrecognized prior service cost)

年金プランの新設・制度変更により発生する過去勤務債務については、一括して発生年度の年金費用として認識するのではなく、従業員の将来勤務期間にわたって認識していくものとされている。

未認識損益の償却(gain or loss to the extent recognized(paragraph34))

未認識損益とは仮定基礎率と実際との乖離または基礎率の変更から生じるPBOまたは制度資産の変動分(上記の「実際収益と期待収益の差額」はこれらに含まれる)のことを言い、損益の源泉について区別をしないこととなっている。

基準書適用時の未認識損益の償却

同基準書が最初に適用される財政年度始において、PBOと公正価値ベース制度資産(+認識済未払年金費用ないし、-認識済前払年金費用)の差額がある場合、その額は従業員の平均残存期間にわたって定額法で償却することとされている。

一方従来の法定会計では年金制度に関する会計処理が明定されていなかった。

しかしながら、NAICは87年に別途、ディスクロージャーの観点から年金会計に関するポジション・ペーパーを発行した経緯がある⁽¹¹⁾。

これによると、保険会社が年金費用を認識するにあたっては、賦課方式(pay-as-you-go)、FAS87方式(実際の勤務提供時点に対応する年金費用を認識する-発生主義)のいずれでもよいこととされた。

ただし、年次計算報告書(法定会計)の脚注にて、年金プランの積立方法の説明、年金費用の決定方法、金額、累積給付債務(Accumulated Benefit Obligation,ABO)の額、確定給付(Vested Benefits)の額、制度資産の公正価額、不足積立がある場合、その償却方法等の開示が求められていた。

いずれにしても、法定会計として年金費用の会計処理に一貫性のある取扱いが定められていないのが現状であった。

しかしながら今回の法典化においては法定会計においても原則としてGAAP(FAS87)の方式を採用することとされ、GAAPへの接近が図られることとなった(SSAP No.8,Pensions)。

ただし、次の点でGAAPを修正し、法定会計としての独自性を示している。

⁽¹¹⁾ NAIC, Statutory Issue Paper No.8, *Accounting for Pensions* (December 1999), 法定会計実務をまとめる Accounting Practices and Procedures タスク・フォース傘下のスタディ・グループが作成し 87 年 9 月タスク・フォースに文書で上程された。

受給権未取得者の排除

年金費用の算出にあたり、受給権取得前従業員の勤務期間に関するコストについては、受給権取得まで認識せず、それらの者が受給権を取得した場合に、当該期間の年金費用として処理をすることとされた。

前払年金費用の資産非計上

G A A P では前記のとおり、純年金費用が事業主の実際拠出金を下回る場合には、前払年金費用として資産計上されることとなっている。

これに対して法定会計では前払年金費用は非認容資産とされ、資産計上されないこととされている。

非認容資産とした理由として N A I C では、基本コンセプト（コンセプト基準書）における認識基準を挙げ、前払費用が契約者債務の履行時点で容易に換金できる資産であると判断することができない点を明らかにしている。

(3) 保険料等の収入認識

保険料等の収入認識については法定会計と G A A P では以下で説明するように従来より異なっていたが、今回の法典化により部分的にはあるが G A A P と同様の取扱いが行われることとされた。

法定会計における従前の取扱い

従前の法定会計では、1) 生命保険契約 (Life Contract) 2) 預託型契約 (Deposit-Type Contract) = G I C (Guaranteed interest contracts), 積立配当等死亡率・罹病率を含まないもの、共に保険料・預託金を収益として P / L (Summary of Operations) に計上することとされていた。

すなわち、保険契約に伴うリスクの相違等を区別することなく一括して収益として計上する方法が採用されてきた⁽¹²⁾。

G A A P での取扱い

G A A P では保険契約のリスク等の実質を重視し、他の金融機関とのバランスにも配慮し次のように取扱ってきた⁽¹³⁾。

⁽¹²⁾ 従前の法定会計上の保険料の取扱いについては、NAIC, *Accounting Practices and Procedures Manual for Life and Accident and Health Insurance Companies* (NAIC, 1997), Chap. 18.

⁽¹³⁾ GAAP については FAS No. 60, *Accounting and Reporting by Insurance Enterprises* (June 1982), FAS No. 97, *Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses from the Sale of Investments* (December 1987).

1) 終身保険、定期保険等の伝統的生命保険

これら契約の保険料は、支払期日が到来したときに保険料全額が収益に計上される。

2) ユニバーサル型契約、投資契約 - 死亡率・罹病率を殆ど含まないもの

これらについては類似の一般金融機関の商品（金利商品）とのバランス等から保険会社が取扱っている事実にかかわらず、受入れた保険料は原則として収益に計上しないこととされている。

・投資契約（G I C、保険料任意払据置年金、保険料一時払年金等）

保険料は収益に計上せず、負債に計上するものとする。

・ユニバーサル型契約

ユニバーサル保険は基本的には契約者が払い込んだ保険料について積立金部分、死亡保険料（危険保険料）部分、経費部分にアンバンドリングされ、なおかつ、保険料額および払い込み時期について契約者の裁量性が確保されている商品であるが、FAS97 では次の少なくとも一項目に該当すれば、ユニバーサル型契約に該当するとされ、対象範囲が広がっている。

* 契約者に課される経費のうち少なくとも一つが契約上固定も保証もされていないこと

* 契約者に付与される給付額（契約者勘定に付与される利息を含む）が契約上固定も保証もされていないこと

* 契約者が契約条件内で保険者の同意なしで保険料を変更できること

このような性質を有するユニバーサル型契約については受入れた保険料を収益に計上せず、負債に直接計上することとされる。

すなわち、保険料は契約者勘定残高（policyholder balance）に計上され、これらから所定の死亡保険料、管理経費等が控除され、所定の利率が付加されることとなっている。

したがって、保険会社にとっての収入は契約者から徴収した死亡保険料（危険保険料）管理経費、解約控除、投資収益、支出は純死亡給付金（死亡保険金—契約者勘定残高）実際経費、契約者勘定への付与利息からそれぞれ構成されることとなる。

法典化のもとでの取扱い

今回の法典化による統一会計基準の下では、以下で説明するように生保契約については従前のとおりの取扱いであるが、新たに定義された預託型契約（Deposit-Type Contracts）についてはG A A Pと同様に収入計上せず、負債に直接計上することとされた。

法典化では、法定会計のコンセプト（保守性、一貫性等）に適合した保険契約に関する会計手法を提示する観点から、保険契約をリスクの性質等の相違に着目して次の4種類に分類し、収入、責任準備金、諸給付等パターンの異なる実態を把握することとした（S S A P

1) 生命保険契約 (Life Contracts)

年齢に応じて高まる死亡リスクを長期に負担する点に着目して、一つの分類項目としたもので、以下の保険種類を含むものとされている。

- ・ 終身保険
- ・ 養老保険
- ・ 定期保険
- ・ 団体生命保険契約
- ・ ユニバーサル生保型契約
- ・ 変額生命保険契約
- ・ 信用生命保険契約
- ・ 年金契約 (変額年金を含む) 等

2) 傷害・健康保険契約 (Accident and Health Contracts)

この保険は、医的症狀 (医療費の補填、就業不能による所得補填等) から生じる経済的損失の保障という特徴に着目して一つの分類項目とされた。

この保険には以下の種類のものが含まれる。

- ・ 医療費補填契約 (Expense reimbursement contracts)
- ・ 所得保障契約 (Income replacement contracts)
- ・ マネージド・ケア契約 (Managed care contracts)
- ・ 信用傷害・健康保険契約
- ・ 長期介護契約 (Long-term care contracts) 等

3) 損害保険契約⁽¹⁴⁾ (Property and Casualty Contracts)

この保険は財産に関する損害または被保険者、第3者に対する損害ないし権利侵害に対して補償するもので、契約期間中において保険リスクの発生度合いが殆ど変わらないという特徴に着目して一つの分類項目とされており、以下の種類を含む。

- ・ 伝統的損害保険契約 (火災、海上、自動車、労災、賠償責任等)
- ・ 権原保険契約 (Title insurance contracts)

⁽¹⁴⁾ 損保の保険料取扱いについては一般論としての SSAP No.53, *Property Casualty Contracts-Premiums* の他、契約の特殊性に応じ SSAP No.57, *Title Insurance*, SSAP No.58, *Mortgage Guaranty Insurance*, SSAP No.60, *Financial Guaranty Insurance*, SSAP No.62, *Property and Casualty Reinsurance*, SSAP No.65, *Property and Casualty Contracts*, SSAP No.66, *Retrospectively Rated Contracts* がそれぞれ規定されている。

- ・モーゲージ・金融保証契約(Mortgage and financial guaranty contracts)

4) 預託型契約

これは、保険リスクを含まず、他の金融機関の投資商品と類似している点に着目して分類されたもので、以下の種類を含む。

- ・ G I C
- ・ 補足契約(Supplemental contracts) - 保険金支払い方法選択権に基づいて受入れた保険金の運用契約
- ・ 賠償金年金払い決済方式(Structured settlements) - 損害賠償金の分割(年金)払いを含んだ運用契約
- ・ 積立配当金(Dividend and coupon accumulations)
- ・ 確定年金(Annuities certain)等

これらのうち、生命保険契約、預託型契約の収入認識について見ると次のとおりである。

生命保険契約の保険料については営業保険料を支払期日到来時(when due)に収益として認識する。

実質的に、従前どおりの取扱いであるが、保険料を収入計上する生保契約の種類は引き続き G A A P より広範囲となっている。

すなわち、G A A P ではユニバーサル型契約、一般の年金契約等の保険料が収入計上されないで、対応する負債勘定に直接計上されるのに対して、法定会計ではこれらの契約が、1) ユニバーサル保険の場合、原則として死亡保障を提供する契約である点、2) 年金契約の場合、死亡率に関する年金購入レートが保証されている点に鑑み各々生保契約に分類され、終身保険等と同様収入計上をする取扱いとされている。

これに対して、今回取扱いが大きく変わったのは預託型契約で、1) 死亡リスク、罹病リスクが伴わない点、2) 掛金の払込が契約者の裁量に委ねられる点から生保契約とは異なる取扱いとされ、G A A P 同様に受入れた掛金は収入計上されないで、対応する責任準備金勘定に直接計上されることとなった。

ただし、生保契約との裏腹の関係ではあるが、G A A P に比し預託型契約として直接負債に計上される対象契約の範囲が狭い点には留意する必要があり、G A A P に歩み寄るなかで法定会計としての独自性をも維持している点が特徴的である。

なお、以上の取扱いを法定会計、G A A P 両サイドから整理すると図表 - 3 のとおりとなる。

図表－３　ＧＡＡＰへの接近が図られた項目の比較

項 目	法 定 会 計	G A A P
(1) 税効果会計	・ SSAP No.10 により GAAP 同様税効果会計を原則採用 ・ 法定会計の保守性から繰延税金資産の計上限度額等に制限が設けられている * 概ね計上限度額は法定会計上の自己資本（資本・サープラス）の10% * 1 年以内に回収できないものは非認容資産とされ、自己資本から控除される （従前の法定会計では税効果会計は採用されていなかった）	・ FAS109 により採用 ・ 企業会計と税務会計上の一時差異をベースに繰延税金資産・負債を計上 ・ 回収されない可能性が高い繰延税金資産については評価引当金を設定し、資産の健全性を確保する ・ この場合の「可能性が高い」とは50%超の実現可能性を言う
(2) 年金（退職給付）会計	・ SSAP No.8 により GAAP 同様年金会計を原則採用 ・ ただし、以下の点で GAAP と異なり法定会計の独自性が見られる 受給権未取得者の排除 - 年金費用算定に関し、受給権発生前期間の費用を発生するまで認識しない 前払年金費用を資産計上しない （従前の法定会計では年金会計について明確な基準がなかった）	・ FAS87 号により採用 ・ 発生主義の観点から従業員の年金給付に関するコストを勤務期間にわたって認識する ・ 企業会計上の「純期間年金費用」と「実際の拠出掛金」を比較し、 > の場合は超過額を「未払年金費用」として負債計上、 < の場合は差額を「前払年金費用」として資産計上する
(3) 保険料の収入認識	・ SSAP No.51, No.52 により取扱いが明確化 ・ 生命保険契約 * 支払期日に保険料全額が収益計上 * ただし、生保契約にはユニバーサル、年金契約も含み、GAAP よりなお、対象契約が広い ・ 預託型契約（GIC 等） * 掛金全額が負債に直接計上 * GAAP より対象契約が狭い （従前の法定会計では生命保険、預託型契約ともに収益計上されていた）	・ FAS60, FAS97 により保険種類タイプ別に規定 ・ 終身保険・定期保険等伝統的保険 * 支払期日に保険料全額が収益に計上される ・ ユニバーサル型契約、投資契約 * 保険料は収益計上せず、負債に計上する * ユニバーサル保険の積立金から控除された死亡保険料が保険会社の収益に計上される

4. 法定会計としての独自性の明確化

コンセプト基準書において法定会計もG A A Pのフレーム・ワークを使用すると指摘されているように、法典化のもとでG A A Pの考え方が可能な限り採用されているが、法定会計の基本となる以下のような項目については、ソルベンシー確保の観点から従来どおりの独自の取扱いが会計基準として精緻化され、G A A Pとの考え方の相違が明らかにされている。

そこで、以下では法定会計としての独自性が明確化された代表的な項目として、非連結主義、認容資産・非認容資産概念、金融資産の評価、資産評価準備金(AVR)・金利変動準備金(IMR)、責任準備金評価と新契約費の取扱いについて見ていくこととする。

なお、これら(から)の項目は法定会計の保守的取扱いを示す典型的な項目とされており、一例としてメトロポリタン社の法定会計上の自己資本(サープラス)とG A A P上の自己資本(エクィティ)の額と両者の間の調整項目を見ると図表 - 4 のとおりで、G A A Pの自己資本が約 149 億ドルと法定会計の約 74 億ドルの 2 倍程度と高くなっている。

この事例からも、一般的に法定会計がG A A Pよりも保守的であると言われる事実を見て取ることができる。

図表 - 4 法定会計自己資本とG A A P自己資本の関係 (単位: 100 万ドル)

項 目	1998	1997
法定会計サープラス(自己資本)	7,388	7,378
GAAP 調整項目(▲は減算項目)		
責任準備金	▲ 6,830	▲ 6,807
繰延新契約費	6,560	6,438
繰延税金	295	▲ 242
投資資産の評価	3,981	3,474
資産評価準備金(AVR)	3,381	3,854
金利変動準備金(IMR)	1,486	1,261
サープラス・ノート	▲ 1,595	▲ 1,555
その他(純額)	201	206
GAAP エクィティ(自己資本)	14,867	14,007

(資料) Metropolitan Life, *MetLife-AR98*(1999)

(1) 非連結主義

従来より法定会計では保険会社の子会社を連結せずに、保険会社単体で財務諸表を作成してきた。

一般的に、G A A Pでは連結ベースで財務諸表が作成されてきているのと対照的な取扱いがなされている。

今回の法典化においても、従来の単体路線が堅持されることとなり、引き続きG A A Pとは一

線を描いた取扱いがなされることがされた。

保険会社を単体で捉えるという発想は法定会計では最も基本的な事項であり、法典化の基礎となった Issue Paper においても連結問題が第 1 号の案件とされた⁽¹⁵⁾。

Issue Paper によると、子会社を連結しない方針は、コンセプト基準書における認識基準に由来するものと解されている。

すなわち、法定会計の目的が保険会社に帰属する契約者債務の支払能力表示にあり、しかもこれが債務弁済期に即換金可能な資産 (readily marketable assets) に裏付けられなければならないとするものである。

このような観点に立つと、親保険会社の契約者債務支払いに関して子会社が産出すキャッシュ・フローは利用可能な資産にはなり得ず、持分 (shares of ownership)こそが換金可能資産に該当するとされるのである。

法定会計では上記のとおり、子会社の持分 (価額) が認識基準のもとでの換金可能資産と解釈され、親保険会社のバランスシートに計上され、契約者債務の裏付けとされることから、子会社投資の評価方法について明確な規定がなされている (SSAP No.46)⁽¹⁶⁾。

同基準書では、子会社を親保険会社が直接ないし間接的に所有・支配する会社と定義したうえで、子会社投資を認容資産として計上するための評価方法が次のように定められている。

子会社投資は、市場価額による評価法または持分法 (equity method) により評価する。

市場価額法

- ・この方法で子会社を評価するには他の評価方法 (例、持分法) に変えてはならない (ただし、保険監督官が認可した場合を除く)
- ・子会社株式が、1) ニューヨーク証券取引所、2) アメリカ証券取引所、3) NASDAQ 取引所のいずれか一つで取引されていること
- ・子会社株式の市場価額算定のため、親会社が子会社情報を NAIC の有価証券評価局 (SV0) に提出すること等

持分法

子会社が の市場価額法適用要件を満たさない場合、または、要件を満たしても親会社が市場価額法を選択しない場合、以下の条件のもとで持分法を適用するものとする。

- ・子会社が保険会社である場合には、当該会社の法定会計上の自己資本 (Statutory equity) に基づき評価する (ただし、未償却暖簾による調整を行う)

⁽¹⁵⁾ NAIC, Statutory Issue Paper No.1, *Consolidations of Majority-owned Subsidiaries* (March 1998).

⁽¹⁶⁾ SSAP No.46, *Investment in Subsidiary, Controlled, and Affiliated Entities*, 同基準書では子会社だけでなく支配ないし関連会社についても定義、評価方法、評価減、ディスクロ等幅広い規定が定められている。なお、保険会社が持株会社等を通じて関連会社グループの一員である場合には、補足情報として連結財務諸表の作成が要求されている (NAIC のガイドラインに従う)。

- ・非保険子会社で、主として親会社のために資産を保有する以外に特段の事業を営んでいない子会社の場合には、子会社の自己資本をベースに法定会計上の調整（暖簾部分評価を法定会計基準に合わせる）を行ったものをベースに評価する - これらの子会社例：親保険会社用の
1) コンピュータ、オフィス設備、家具、自動車のリース会社、2) 不動産賃貸会社、3) 投資子会社
- ・非保険子会社で資産の所有以外に重要な事業を営んでいる会社の場合には、当該子会社の G A A P 上の自己資本をベースに評価する

(2) 認容資産・非認容資産概念

従来より法定会計では保守主義（法定会計コンセプトでは認識基準）の観点から、資産をバランスシートに計上できる認容資産と計上できない非認容資産に分類してきたが、今回の法典化においても引き続きこれらの概念が堅持されることとなった（SSAP No.4, *Assets and Nonadmitted Assets*）。

ただし、今回の法典化で特徴的な点は、従来、法定会計では明確になされなかった資産の定義が設定されたこと、非認容資産についても、従来は単純な例示がなされていただけなのが、今回はコンセプト基準書や資産の定義との関連の中で概念が明確化されるとともに、什器・備品、エージェントへの貸し勘定、投資非適格資産等の主要非認容資産の取扱い基準が定められたことにより、全般的な精緻化・明確化が達成された点である⁽¹⁷⁾。

まず、法定会計における「資産」の定義を見ると次のとおりである。

資産とは次の3つの基本的性質を有するものである。

直接ないし間接的に、それ単独でないし他の資産と結合して、将来の純キャッシュ・インフロー（net cash inflow）に貢献する能力を持つ可能性の高い将来便益（benefit）を伴うものであること

ある特定の主体（entity）がその便益を取得でき、しかも、その便益を得るための他の手法を支配できること

その主体のその便益に対する権利ないし支配を発生させる取引ないしその他の事象が既に発生していること

そして次に、上記性質を満たした資産が法定会計上認容されるか否かが判断されることとなる。この場合、認容されるどうかの基準は次のとおりである。

認容資産のベースとなる発想はコンセプト基準書の認識基準で明らかにされているとおり、

⁽¹⁷⁾ 具体的には、SSAP No.6, *Uncollected Premium Balances, Bills Receivable for Premiums, and Amounts Due From Agents and Brokers*, SSAP No.19, *Furniture, Fixtures and Equipment; Leasehold Improvements Paid by the Reporting Entity as Lessee; Depreciation of Property and Amortization of Leasehold Improvements*, SSAP No.20, *Nonadmitted Assets* 等において取扱いが規定されている。

契約者債務の履行能力は、債務弁済期に利用できる換金可能な資産によって裏付けられること、
契約者債務の履行に利用できる資産以外の経済的価値を有する資産または担保権等の負担
(encumbrances) ないし第3者の権利 (interests) により利用できない資産についてはこれをバ
ランスシートに計上すべきでない (従って、非認容資産とされるべき) とされていることから、
次のように扱うべきものとされた。

すなわち、法定会計原則に照らして非認容資産とされるものは、上記「資産」の性質を満たすも
ので以下のいずれかの基準に該当し、法定会計上ゼロ (ないしそれに近い額) と評価される資産
である。

法定会計基準集すなわち法定会計実務マニュアル (Accounting Practices and Procedures
Manual) において非認容資産として明確に定められているもの

同じく法定会計実務マニュアル、において認容資産として明示されていないもの

これらの基準の一つに該当する資産は非認容資産とされ、その分サープラスから控除されるこ
ととなる (ただし、法定会計基準において制限的に資産計上が許されている場合は、その限度に
おいて資産計上が可能である)。

なお、非認容資産として具体的に列挙されている主なものは次のとおりである⁽¹⁸⁾。

- ・未収保険料 (Uncollected Premium) - 支払期日から 90 日超経過しているもの
- ・エージェント貸 (Agents' Balance) - 支払期日から 90 日超経過分 (契約 1 件ごと)
- ・什器・備品・設備 (Furniture, Fixtures and Equipment) - 全額非認容資産
- ・無担保ないし非適格資産による担保の受取手形・貸付金 - 全額非認容資産
- ・商号その他無形資産 (Trade Name, Other Intangible Assets) - 全額非認容資産
- ・自動車、飛行機その他 (Automobiles, Airplanes and Other Vehicles) - 全額非認容資産
- ・貸付金担保としての自社株式 - 全額非認容資産
- ・前払費用 (Prepaid Expenses) - 全額非認容資産

(3) 金融資産の評価

法定会計上の金融資産 (ここでは、債券、株式を扱う) の評価については、従来より、大雑把に
見ると 債券は原則、償却原価、普通株式は原則、市場価額 (公開取引がなされている場合) で
評価されてきており、今回の法典化においても基本的には同様の路線が維持されることとなった。

以下では、G A A P との相違にも配慮しながら、その取扱い内容を見ていくこととする。

⁽¹⁸⁾ 非認容資産の自己資本・認容資産に占める比率は各社区々であるが、因みにメトロポリタン社の場合、非認容資産 2.58 億ドルで自己資本 63.04 億ドルの 4.1%、認容資産 1,421 億ドルの 0.2% (95 年) ノース・ウェスタン社の場
合、非認容資産 1.56 億ドルで自己資本 22.25 億ドルの 7.0%、認容資産 481 億ドルの 0.3% (94 年) となっている。

債 券

G A A Pでは原則として負債証券 (debt securities)、持分証券 (equity securities)ともに公正価値 (fair value) で評価される⁽¹⁹⁾。

このうち、負債証券について見ると、取得目的に応じて次のように分類、会計処理されている。

1) 満期所有有価証券 (Held-to-Maturity Securities)

- ・償却原価で評価
- ・公正価値が償却原価より低下し、かつそれが一時的なものでない場合には公正価値まで評価減し、減額分を実現損失として損益計算に含める

2) 売却可能有価証券 (Available-for-Sale Securities)

- ・ 1)、3) に該当しないもので、公正価値により評価する
- ・未実現損益は税効果考慮後で、資本の部に独立表示する
- ・評価損が一時的でない場合には、評価減を行い実現損失として損益計算に含める

3) 売買目的有価証券 (Trading Securities)

- ・売却益狙いの短期保有有価証券で、公正価値により評価する
- ・未実現損益は損益計算に含められる

これに対して法定会計では、G A A Pのような分類をせず、債券 (Bonds)、証券化関連証券 (Loan-backed and Structured Securities) による分類を行い、会計処理を定めている (S S A P No.26, *Bonds, excluding Loan-backed and Structured Securities*, SSAP No.43, *Loan-backed and Structured Securities*)。

このうち、債券について見ると次のとおりとなる。

債券の評価については、N A I C作成の有価証券評価マニュアル (Valuations of Securities manual) に準拠することを前提に、N A I Cによる最低格付 (格付6) のものを除き償却原価で評価する。

最低格付のものについては、償却原価と公正価値のいずれか低い額で評価する。

以上の、N A I Cによる格付と債券の評価方法との関連を整理すると図表 - 5 のとおりとなる。

⁽¹⁹⁾ FAS No.115, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities* (1993)、同基準書によると、負債証券は債権者と企業と関係を表示するあらゆる証券で、公社債の他優先株、CMO等の証券化商品等を含み、オプション、金融先物、リース契約を除くとされている。さらに、持分証券は企業に対する出資者持分またはその売買権限で、普通株式、ワラント、コール・オプション等を含み、転換負債、償還可能な優先株を除くものとされている。

図表－５　NAICの格付と債券評価法

NAIC による格付	評価額	対応する S&P の格付
1	償却原価	AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-
2	償却原価	BBB+, BBB, BBB-
3	償却原価	BB+, BB, BB-
4	償却原価	B+, B, B-
5	償却原価	CCC+, CCC, CCC-, CC, C
6	償却原価と公正価値のいずれか低い額	CI, D

(資料) NAIC, *Purpose and Procedures of the Securities Valuations Office of NAIC*

なお、債券の公正価値低下が一時的なものでないときは、公正価値まで評価減を行い、実現損失として認識される。

株 式

G A A Pでは売買目的、売却可能ともに公正価値で評価し、未実現損益については前者を損益計算に含める一方、後者は税効果考慮後の純損益額を資本の部に独立区分表示するものとされている。

これに対して法定会計では、普通株式（除子会社）はNAIC有価証券評価局の目的・手続（Purposes and Procedures of the Securities Valuations Office）に準拠することを前提に、1）公開普通株式については時価（market value）、2）非公開で保険会社以外の普通株式についてはNAIC有価証券評価局が定めた価額、3）非公開保険会社の普通株式については直近の法定会計バランスシートの資本・サープラス金額（優先株控除後）を発行済株式数で除した額でそれぞれ評価することとされている。

なお、後述の資産評価準備金のところで説明されるが、法定会計上の株式評価益は資本には計上されず、負債勘定である資産評価準備金に吸収され、法定上限まで積み立てられることとなっている。

この意味において、評価益（未実現益）が収益に直接計上されるか、または資本の部に区分計上されるG A A Pとは取扱いが基本的に異なっている。

法定会計では上記普通株の他に、優先株についても会計基準が別途定められ、1）償還優先株、2）非償還優先株それぞれについて、前者が原則、原価ないし償却原価、後者が原則、原価で評価すべき旨が定められている⁽²⁰⁾。

⁽²⁰⁾ SSAP No.32, *Investment in Preferred Stock(excluding investments in preferred stock of subsidiary, controlled, or affiliated entities)*,これによると、負債証券に近い償還優先株等、持分証券に近い非償還優先株等に分け、なおかつ、NAICによる格付の高いグループ（格付1から3）と低いグループ（格付4から6）毎に評価方法が定められている。償還優先株については、高格付グループは本文のとおり、低格付グループは低価法で評価される。非優先株については、高格付グループは本文のとおり、低格付グループは低価法で評価される。さらに、一時的でない公正価値低下であると判断された場合には、公正価値までの評価減を行い、実現損失として認識するものとされている。

(4) 資産評価準備金 (Asset Valuation Reserve)、金利変動準備金 (Interest Maintenance Reserve)

資産評価準備金 (A V R) ・金利変動準備金 (I M R) はそれぞれ生保会社に適用される法定会計特有の準備金 (負債計上) で、法定会計の保守性を示す代表的な項目である (現にメトロポリタン社の例でも見られるように 98 年末時点で G A A P 自己資本 148.7 億ドルと法定自己資本 73.9 億ドルの差 74.8 億ドルのうち資産評価準備金 33.8 億ドル、金利変動準備金 14.9 億ドルと両方で 48.7 億ドルが計上され、全体の 66% を占めている)。

このような準備金は G A A P では存在せず、利益留保として自己資本に計上される。

資産評価準備金

資産評価準備金とは原則として全投資資産 (契約者貸付、担保付約束手形等一部の資産を除く) に関する潜在的な信用関連 (credit-related) ⁽²¹⁾ 投資損失を相殺するための準備金である。

そもそもこのような準備金設定の目的は、資産の損失による急激な影響を吸収する引当金を設定することによりエクイティ投資等に対する長期的な利益率を適切に認識することで、同準備金により全資産に関する信用関連の実現・未実現損益を吸収するための仕組みが確保されることとなる⁽²²⁾。

この準備金に対しては、法令上の上限に達するまで実現・未実現のキャピタル・ゲインおよび所定の年間繰入額が加算されていくこととなっている。

逆に、実現・未実現のキャピタル・ロスが発生した場合には、これらの金額が同準備金から控除されることとなる。

したがって、信用関連の実現・未実現損益が発生しても、これらが資産評価準備金で吸収 (加算・減算) される結果、法定自己資本への直接的な影響が排除されることとなる。

上記の積立・取り崩しの関係を見ると以下のとおりとなる。

図表ー6 資産評価準備金状況 (メトロポリタン社) (100 万ドル)

前年度末資産評価準備金 (94 年)	1,981
+ 実現キャピタル・ゲイン (税控除後) - 実現キャピタル・ロス	▲ 864
+ 未実現キャピタル・ゲイン - 未実現キャピタル・ロス	438
± コンポーネント間振替	-
+ 法定年間繰入額	305
+ 任意繰入額	-
当年度末資産評価準備金 (95 年)	1,860

(資料) Annual Statement of the Metropolitan Life Insurance Company (1995)

⁽²¹⁾ ここでいう信用関連はデフォルトのみでなく株式価格の下落等も含む広義の意味を有する。

⁽²²⁾ Issue Paper No.7, Asset Valuation Reserve and Interest Maintenance Reserve (March 1998)。

資産評価準備金の積立限度額は各資産種類ごとに、例えば、１）債券については格付に応じて上限が 0 から 20%、２）普通株式（公開・非関連会社）については上限が 15% から 30%（20% × 会社の平均ポートフォリオβ値）と定められており、法定年間繰入額は（積立限度額 - 当年度の実現・未実現キャピタル・ゲイン・ロス反映後の実際積立額）× 20% 等となっている⁽²³⁾。

なお、各資産はデフォルト・コンポーネント（これは、さらに債券・優先株サブ・コンポーネント、モーゲージ・コポーネントに分類）とエクイティ・コンポーネント（これは、さらに普通株コンポーネント、不動産等コンポーネントに分類）に分類し積立てられるが、各サブコンポーネントの実際積立額が限度額を超過した場合には、その額は同一コンポーネントの他のサブコンポーネントに振り替えられる。

それでもなお超過分がある場合には他のコンポーネントまたはサープラスに振り替えられることとなる。

また、所定の年間繰入額に加えて任意繰入を行うことも可能であるが、一度繰り入れた場合にはこれをその後取り消すことはできないこととなっている。

金利変動準備金

金利変動準備金は金利変動から生じた債券の実現キャピタル・ゲインを発生年度に一度に認識せず、これを一度準備金に繰り入れ、残存期間にわたって計画的に償却（収益計上）することによって法定サープラスを安定化させ、もって契約者保護のためのバッファーを確保することに意義があり、法定会計の保守性基準に基づくものである。要するにこの準備金の設定によって利益の前倒し計上・先食いを回避することができる。

上記のような認識方法を採用することによって、対象債券をあたかも満期まで保有していたかのような取扱いを行うことが可能となる。

そこで、実際の法定会計上の金利変動準備金の残高・増減関係を見ると以下のとおりである。

図表－７ 金利変動準備金状況（メトロポリタン社）（100 万ドル）

前年度末残高(94 年)	881
当年度実現キャピタル損益（税引後で準備金へ繰入）	339
当年度分償却前残高（ ＋ ）	1,220
当年度分償却（損益に計上）	72
当年度末残高（ - ）(95 年)	1,148

（資料）前掲アニュアル・ステートメント

⁽²³⁾ 各資産ごとの繰入限度等の詳細は、古瀬 政敏「生命保険会社の財務状態と経営成績の開示 - いわゆる SAP と GAAP のあり方を考察するための基礎作業 - 」文研論集第 131 号（2000 年）22 - 23 頁参照。

上表の当年度分償却を含めた償却スケジュールについては、債券の残存期間グループ（1 - 5 年、6 - 10 年、11 - 15 年、16 - 20 年、21 - 25 年、25 年超の 6 グループ）ごとに N A I C からスケジュール表（当年度から満期までの期間の各年度の具体的償却率）が公表されているので、公表スケジュールにしたがって償却（損益計上）していくこととなる。

（5）責任準備金の評価と新契約費の取扱い

自己資本規制との裏腹の関係で責任準備金規制はソルベンシー規制の中心的地位を占めることから、法定会計上の最も基本的な項目である。

従来より、責任準備金規制については各州の保険法で厳格に定められており、いわゆる法律上の最低積立規制として評価方法、基礎率が詳細に規定されている（基本的には N A I C の Standard Valuation Law を各州が採択）。

保険監督の要ともなる項目であることから、法定会計では法律ベースによる評価を原則（これを、アクチュアリーによるキャッシュ・フロー分析が補足）とするのに対して、G A A P では公正な数理実務をベースにアクチュアリーの合理的な判断を原則とするなど発想方法において両者は際立った相違を見せている。

今回の法典化においても従来どおりのスタンスが明確にされ、G A A P とは一線を画した法定会計の独自性が強化されることとなった。

法定会計上の責任準備金

法定会計上の責任準備金を生命保険について見ると次ぎのとおりである⁽²⁴⁾。

生保契約に関する法定会計基準（SSAP No.51）では、法定の責任準備金は「契約者に将来支払われる給付の現価」から「将来の純保険料の現価」を控除したものであるとの一般的な定義が行われたうえで、その詳細な取扱いについては別途、アペンディクス（Appendix A-820 等で実質的に標準責任準備金評価法 S V L と同様）で規定されている。

伝統的な終身保険・養老保険について要約すれば、以下で説明するとおり、評価方法は保険監督官式責任準備金評価法（Commissioners' Reserve Valuation Method-CRVM）、死亡表は 1980 年保険監督官標準死亡表（Commissioners 1980 Standard Ordinary Mortality Table）、

評価利率はムーディーズ社債利回り（市場利率）にリンクし、一定の保守性を見込んだ利率にそれぞれ基づき責任準備金が評価される。

⁽²⁴⁾ SSAP No.51, *Life Contracts*, 当基準書では、既述の保険料の収入認識のみでなく、責任準備金の取扱い、契約者配当準備金の取扱い等をも含めた生命保険契約の包括的な取扱いが定められている。

1) 保険監督官式責任準備金評価法

この評価法は大雑把に言えば、() 保険料払込み期間が長く保険料水準の低い契約（終身払込み契約等）については初年度定期式による評価、() 保険料払込み期間が短く保険料水準の高い契約（10年払込みの養老保険等）については初年度定期式を修正し、 $+ \alpha$ の初年度責任準備金を加算した評価（平準純保険料式ほどは高くない）を行うものである。

なお、ここでいう「初年度定期式」評価とは、() 初年度純保険料 = 1 年定期保険料として、初年度責任準備金をゼロにし、() 次年度以降は 1 歳高い年齢で 1 年短い保険期間の保険（養老保険）に加入したものとして平準純保険料式の責任準備金を積む方式のことで、チルメル式の考え方に基づくものである。

より具体的に言うと、CRMにおいて初年度定期式をそのまま使うかあるいは修正方式を使うかの基準として、対象契約と同一年齢の 20 年払込み終身保険を使用し、() 対象契約の初年度定期式による次年度保険料（更新保険料）が 20 年払込みの終身保険の初年度定期式による次年度保険料（具体的には 1 歳増しの 19 年払込み終身保険の保険料）以下のレベルの場合には初年度定期式を使用し、() 逆に前者が後者を超過する場合には、初年度定期式を次のとおり修正し、初年度定期式 $+ \alpha$ の積立を行おうとするものである。

修正の仕方は、もし初年度定期式であるならば確保できたであろう追加的新契約費率「対象契約の次年度保険料—初年度保険料（1 年定期保険料）」= a を、修正後の新契約費率「20 年払込みの終身保険に関する次年度保険料—初年度保険料（1 年定期保険料）」= b に置き換えることである。

上記より明らかなとおり、 b のほうが a より小となる結果、修正後の新契約費率が修正前よりも小となり、初年度にプラスの責準が計上されることとなる。

結果的には、CRMのもとで修正方式が適用された場合には、初年度末を含めた責任準備金のレベルが初年度定期式のレベルと平準純保険料式のレベルの間に収まることとなり、保険監督の観点から、新契約の獲得による経費負担（サープラスへの負担）への配慮と新契約費率の過度の拡大による事業費乱費を抑止しようとする意向とのバランスが確保されることとなる。

以上の説明を前提に、() 保険種類（保険料払込み期間）ごとの初年度定期式と保険監督官方式別の追加新契約費率、() 責準評価方式ごとの積立レベルにつき具体的数値例を紹介する⁽²⁵⁾。

⁽²⁵⁾ Edward E. Graves and Lynn Hayes, *McGill's Life Insurance* (The American College, 1994), pp. 406-407.

図表－８ 保険種類別、評価方式別初年度追加経費率 （ドル）

（算出根拠：男性 32 歳、保険金 1,000 ドル、80 年保険監督官死亡表、利率 5.5%）

契約タイプ	平準純保険料	初年度追加経費率	
		初年度定期式	保険監督官式（CRVM）
終身払終身保険	8.51	6.77	6.77
25 年払終身保険	10.20	8.47	8.47
20 年払終身保険	11.36	9.63	9.63
15 年払終身保険	13.44	11.71	8.71
10 年払終身保険	17.79	16.06	8.41

（資料）McGill's Life Insurance(1994)p.406

上表により、保険料払込期間が短く、C R V M適用のベースとなる「20 年払込終身保険」の保険料レベルを超過する「15 年払込終身保険」と「10 年払込終身保険」については、C R V M 上の制約により追加的新契約費率が修正縮小されることがわかる。

逆に、20 年払込終身保険の水準以下の保険すなわち、「終身払終身保険」、「25 年払終身保険」、「20 年払終身保険」についてはC R V M上そのまま初年度定期式が適用されることとなる。

次に、各評価方式毎の経過年度別責任準備金レベルについてみると以下の表のとおりである。

図表－９ 責任準備金評価方式別の積立レベル （ドル）

（10 年払込終身保険、女性 32 歳、80 年保険監督官死亡表、利率 5.5%）

経過年度	平準純保険料式	保険監督官式（CRVM）	初年度定期式
1	13.88	4.04	0.00
2	28.50	19.53	15.84
3	43.87	35.82	32.51
4	60.05	52.96	50.06
5	77.04	70.98	68.49
6	94.88	89.90	87.86
7	113.61	109.77	108.20
8	133.25	130.62	129.54
9	153.84	152.49	151.94
10	175.44	175.44	175.44
次年度純保険料	14.516	15.867	16.421

（資料）前掲書 p.407

上表より積み立てレベルとしては高い順に平準純保険料式、保険監督官式、初年度定期式という状況となっており、保険監督官式が初年度の経費負担の実態と過小積立排除への配慮を行った折衷的な性格を有する点が窺える。

保険監督官方式は 1936 年に発足した N A I C の委員会（当時の新死亡表の開発・関連課題の

研究)により開発された方式⁽²⁶⁾で、これが40年代初頭に標準評価法(SVL,モデル法上の施行日は44年1月)としてNAICで採択された後、1948年までに全州で採択されることとなり全米ルールとして普及した。

以来、死亡表・評価利率の改定やキャッシュ・フロー分析による保険監督官方式の妥当性裏付の新設が行われたものの、現在のところ保険監督官方式の骨格はなお堅持されており、保険監督上の最低レベルを規定する責任準備金評価方式として定着している。

2) 死亡表

死亡表は1980年保険監督官標準死亡表が指定されている。

非常に保守的な死亡表で我が国の「生保標準生命表1996(死亡保険用)」と比較すると以下のとおりである。

図表-10 男性1,000人当たり年間死亡数

年 齢	保険監督官死亡表	生保標準生命表	/
30	1.73	0.84	2.1
40	3.02	1.56	1.9
50	6.71	3.79	1.8
60	16.08	10.22	1.6
70	39.51	25.06	1.6
80	98.84	71.32	1.4
90	221.77	203.72	1.1

3) 利 率

評価利率は新契約発行年度の法定評価利率(市場金利に一定程度リンクする)である。

生命保険については次の公式による(結果は0.25%刻みの利率のうちで最も近い水準の利率とし、実際利率の変動が0.5%未満のときは前年の利率とする)。

なお、Rは基準利率、Wは加重要素で以下で定義するとおり。

- ・ $I = 0.03 + W(R1 - 0.03) + 0.5W(R2 - 0.09)$
- ・ R1はRと0.09のうちいずれか小さい方
- ・ R2はRと0.09のうちいずれか大きい方
- ・ 基準利率とはムーディー社公表のムーディー月次平均社債利回りの、発行年の直前暦年6月30日に終わる、36ヶ月間平均と12ヶ月間平均のいずれか低い方
- ・ 加重要素は、保証期間が) 10年以下 - 0.50、) 10年超 20年以下 - 0.45、) 20年超 -

⁽²⁶⁾ Robert I. Mehr and Sandra G. Gustavson, *Life Insurance Theory and Practice*, 4th ed. (Business Publications, 1987), p. 568.

0.35、である

これらについて実際の数値例を見ると次のとおりである。

図表－11 基準利率と生保評価利率の関係 (%)

新契約発行年度	生命保険評価利率	12 ヶ月平均利回	36 ヶ月平均利回	、 の低い方
1996-1998	保証期間 ・ 10 年以下 - 5.50 ・ 10 年超 - 20 年以下 - 5.25 ・ 20 年超 - 4.50	8.42	8.03	8.03 ('95.6 末終了分)
1999-2000	・ 10 年以下 - 5.50 ・ 10 年超 20 年以下 - 4.75 ・ 20 年超 - 4.50	7.11	7.47	7.11 ('98.6 末終了分)

(資料) ニューヨーク州保険局、Circular Letter 1999-25(October, 1999)より抜粋

かつては、評価利率が法律上 3.5%から 4.5%程度に固定されていたところ、80 年の法改正により現在のような市場金利連動型に改訂されるようになったが、上表に見られるとおりその水準はなお市場金利に対して 55%から 80%のレベルへと低く設定され、保守性が確保されている。

G A A P 上の責任準備金

法定会計上の責任準備金が以上のとおり法律ベースで厳格に規定されているのに対して、G A A P では会計基準 (例、FAS60) において評価方法等の枠組み (将来法による評価、基礎率の一般的設定方針) のみを示すにとどまり、具体的取扱い実務については公正なアクチュアリー実務を前提に会社側の最善の推定・判断に委ねられているのが特徴である。

FAS60 によると、まず、責任準備金の評価方式としては、将来法ベースで次のように規定されている。

- すなわち、責任準備金とは、1) 契約者に支払われる将来給付および関連経費の現価から、2) 将来の純保険料 (営業保険料の一定部分) の現価を控除したものである。

そして、具体的な算定は予想投資利回り、死亡率、罹病率、継続率および経費に関する仮定を利用して行なわれるが、これらの仮定には逆偏差 (adverse deviation) リスクに対する準備が含まれることとなっている。

予想投資利回り等の設定にあたっては以下の点に配慮することが要求されている。

1) 投資利回り

利率の設定については新契約時点において期待される投資経費控除後の投資利回りの推定に基づくこととする。

なお、各新契約ブロックの利率の設定については、実際利回り、利回りのトレンド、ポート

フォリオ・ミックス、満期構造、一般的な投資実績等の諸状況との整合性を考慮するものとする。

2) 死亡率、罹病率

死亡率の設定は予想死亡率によるものとする。

罹病率の設定は就業不能や保険金支払コストの予想発生状況に基づくものとする。

なお、就業不能等の発生状況の仮定を行う場合には、保険種類（解除不能ないし更新保証保険等）、職業、待ち期間、性別、年齢および給付期間、さらに逆選択についても考慮するものとする。

3) 継続率

継続率の設定は予想継続率（消滅率）および契約上の不没収給付に基づいて行うものとする。

なお、継続率は保険種類、契約時の年齢、新契約年度、保険料払込み方法等により異なるので、この点を配慮するものとする。

4) 経 費

経費率の設定は契約の消滅・精算に関する費用のような非平準的な費用の推定、保険料払込み後における費用の推定に基づくものとする。

さらに、費用の推定にはインフレの影響も考慮するものとする。

なお、G A A P 上の責任準備金の取扱いについて見る場合には、新契約費が資産計上され規則的に償却されることから両者をセットで見る必要がある。

そこで、新契約費の取扱い（資産計上・費用償却等）について見ると概ね次のとおりとされている。

新契約費の取扱い

まず、法定会計について見ると新契約費(Acquisition Costs)とは、新契約（および更新契約）の取得に支出する費用で、主として保険契約の取得に対して関連、変動するもの（例えば、エージェント・ブローカーのコミッション、所定の保険引受・証券発行経費および医的診査経費）を含むとされている。

従来より、法定会計では新契約費については支出した年度で一括費用処理するものとされてきており、今回の法典化においても引き続き従来どおりの取扱いが採用されることとなった(SSAP No.71)。

このような会計処理は、G A A P 上新契約費が繰延べ新契約費として資産計上され、収益・費用マッチングの観点から規則的に償却されていくのとは対照的な取扱い方法であり、法定会計としての独自性が示された。

これに対してG A A P では、次のように取扱われている。

1) 伝統的無配当終身保険

新契約費は保険料収入に比例（認識した収入保険料×一定パーセント＝当期償却新契約費）させた額を各期の費用として認識し、未償却新契約費を資産計上する。

2) ユニバーサル型保険・投資契約

新契約費は保険契約グループの全契約期間にわたって認識するものとし、各期に対応させる新契約費は新契約時点における一定の償却レート（資産計上される新契約費の現価÷推定総利益の現価）に各期の総利益（gross profit）を乗じた額とする

この場合（ユニバーサル保険）の総利益は「収益」（＝解約控除＋死亡保険料＋投資収益）から「費用」（＝発生死亡コスト＋発生経費＋契約者への付与利息）を控除した額をいう。

3) 伝統的有配当終身保険（相互会社）

上記2)とほぼ同様の方式で算出する⁽²⁷⁾。

ただし、上記が「総利益」をベースにしているのに対して、ここでは保険契約タイプの相違に配慮し代わりに「総マージン」（gross margin）という用語で置き換えている。

なお、この場合の総マージンは「収益」（＝保険料＋利息・配当収入）から「費用」（＝保険金＋解約払戻金＋発生経費＋責任準備金繰入＋契約者配当）を控除した額をいう。

上記のような取扱いのもとで、実際の処理状況を見ると次のとおりとなっている。

まず、エクイタブル社の例（98年）を見ると、償却期間を1)ユニバーサル保険、投資契約についてそれぞれ「25年から35年」、「5年から17年」、2)有配当終身保険について40年と設定したうえで、過去および将来予想に基づいた予想総利益（または総マージン）をベースに一定比率の償却率を算出し繰延新契約費の期間対応を行っている。

次にMONY社（99年）について見ると、償却期間を1)ユニバーサル・投資契約について15年から30年、2)有配当終身保険について30年と設定し、「予想総利益の現価」および「予想総マージンの現価」をベースとした一定の償却率を適用して各期の償却新契約費を算定している。

法定責任準備金とGAAP責任準備金の比較

以上のとおり法定責任準備金とGAAP責任準備金について説明してきたが、これらの主要な相違を整理すると次のとおりとなる。

⁽²⁷⁾ AICPA, *Statement of Position 95-1: Accounting for Certain Insurance Activities of Mutual Life Insurance Enterprises* (January 1995)、契約者配当が会社の経営実績を反映した格好で決まる相互会社の有配当保険の会計処理を示した会計基準であり、同様の性格を有する株式会社の保険にも適用されることとなっている。

図表－12 法定責任準備金とGAAP責任準備金の比較

	法定責任準備金	GAAP 責任準備金
評価方式(定義)	・ 将来の死亡給付の現価のみ想定	・ 以下の将来給付の現価を想定 将来死亡給付 将来解約給付 将来の維持経費
基礎率	・ 死亡率、利率ともに法律により厳格に規定 ・ 基礎率は原則ロックインされるが、保険監督官の認可を前提に変更可能、ただし、法定の最低責任準備金レベルを下回することは不可	・ 死亡率、利率、継続率ともに会社の実績等に基づき最善の仮定を自主的に選択する ・ 基礎率は新契約時にロックインされる

(資料) Black and Skipper, *Life & Health Insurance*, 13thed. (2000), pp. 751-754 より作成

法定責任準備金とGAAP責任準備金のいずれが保守的かどうかについては一般論としては法定責任準備金の方が厚い積立方式であると解釈されている⁽²⁸⁾。

Black=Skipper のテキストによると、法定責任準備金とGAAP責任準備金の計算基礎および水準の事例が以下の表のとおり掲載されている。

図表－13 法定責任準備金、GAAP責任準備金の基礎率、水準比較

(男性 35 歳加入無配当終身保険 1,000 ドル)

保険年度 (年齢)	法定責任準備金基礎率		GAAP 責任準備金基礎率			法定責任 準備金	GAAP 責任 準備金
	対千死亡率	利率%	対千死亡率	失効率%	利率%		
1 (35)	2.173	4.50	0.998	28.80	8.50	10.28	6.69
6 (40)	3.154	4.50	1.590	5.40	8.38	66.63	50.75
11 (45)	4.730	4.50	2.640	3.60	7.75	131.26	103.79
16 (50)	7.001	4.50	4.140	3.60	7.13	204.53	169.67
20 (54)	10.009	4.50	6.203	3.60	6.63	268.82	231.28

・ 両責任準備金ともに平準純保険料ベースで計算されている

・ 評価用の純保険料は法定責任準備金が 11.88 ドル、GAAP 責任準備金が 6.24 ドル

(資料)前掲書 p. 753 より抜粋して掲載

以上より、法定責任準備金の方が手厚い積立方式であることが窺える。

ただし、これはあくまでも終身保険のような伝統的な長期の保険で、しかも基礎率において上記のようにGAAP責任準備金の方が相当楽観的な前提(利率で 1.5 から 1.9 倍高いレート、死亡率で 35 から 55%低いレート、さらに失効率を想定)を置いているからであり、実際の一生保会社を全体としてみる場合には 1) 貯蓄性商品の多寡等商品構成の相違、2) 各社の経営

⁽²⁸⁾ Kenneth Black, Jr and Harold D. Skipper, *Life & Health Insurance*, 13thed. (Prentice Hall, 2000), pp. 751-754 以下においても基本的には法定責任準備金の方が厚いという前提で議論が展開されている。

効率による基礎率水準の実態（経営効率が悪ければ楽観的な基礎率は設定できず、法定レベルに近づくか、場合によっては法定レベルよりもきつくなることさえ否定できない）等を総合してG A A P責任準備金が決められることを考慮すると、会社ごとに個々に見ていかなくては確定的なことはいえない。

事実、98年のメトロポリタン社の場合について見ると、グロスのG A A P責任準備金の方が法定責任準備金よりも68.3億ドル大きく、繰延新契約費65.6億ドルを控除したネットのG A A P責任準備金ベースで見た場合にその差が2.7億ドル（68.3 - 65.6）に縮まるに過ぎない結果となっている（図表 - 4 参照）。

この場合には、グロスはもとよりネットベースのG A A P責任準備金で見た場合においても、なお、法定責任準備金レベルの方が低く、法定ベースの方が保守的であるとはいえないケースとなっている。

これに対して96年のエクイタブル社の事例⁽²⁹⁾を見ると、グロスベースではG A A Pの方が法定よりも13.1億ドル大きくなっているが、繰延新契約費が31億ドルあることから、ネットベースのG A A P責任準備金は17.9億ドル（13.1 - 31.0）ほど法定ベースより低くなり、この限度において法定責任準備金の保守性が窺えることとなる。

なお、以上の法定会計独自性確保項目について整理すると次のとおりとなる。

⁽²⁹⁾ Equitable, *The Equitable Companies - Annual Report 1996* (1997)、同社の場合も96年現在、法定会計上の自己資本が22.6億ドルであるのに対して、GAAP上の自己資本が40.8億ドルとなっていることから、会計全体としては法定会計の保守性が維持されている。

図表－14 法定会計の独自性が明確化された項目比較

項 目	法定会計	GAAP
(1) 連結・非連結	・非連結 ・子会社評価は市場価額または持分法で行う ・従前どおりの取扱いだが、コンセプトとの関連性等内容の明確化が図られた	・連結
(2) 認容資産・非認容資産	・什器・備品、特定の無担保資産等は非認容資産とされ、B/S 計上不可 ・従前どおりの取扱いだが、コンセプトとの関連性、定義等が明確化された	・左記概念なし
(3) 金融資産の評価	・債券 - 原則償却原価 ・普通株式 - 時価（ただし、評価益は資産評価準備金で吸収され、事実上計上不可） ・基本的には従前どおりの取扱い（基準書として透明度が高まった）	・満期所有分 - 償却原価 ・売却可能分 - 公正価値で評価、未実現損益は税効果考慮後で資本の部に計上 ・売買目的分 - 公正価値で評価、未実現損益は損益計算に含められる
(4) 資産評価準備金・金利変動準備金	・法定上限まで資産評価準備金を設定、信用関連の実現・未実現損失をこれで吸収する ・金利変動による債券の実現キャピタルゲインを金利変動準備金に積立て、債券の残存期間にわたって、規則的に収益認識する ・従前どおりの取扱いだが、基準書により明確化が行われた	・左記概念なし（自己資本に吸収される）
(5) 責任準備金評価と新契約費の取扱い	・評価方式、基礎基礎率ともに法令ベースで厳格に規定 ・評価方式 - 保険監督官式（CRVM）：保険料水準の高低により初年度定期式またはその＋α（純保式よりは低い） ・基礎率 - 利率：市場レートに一定の安全度を見込んだ水準、死亡表：保守的な80年保険監督官表 ・新契約費は単年度一括処理 ・従前どおりの扱いだが、基準書として明確化がなされた	・新契約時点での合理的な基礎率をアクチュアリー判断で設定評価する（アクチュアリー実務への依存度大） ・将来給付において解約給付、インフレを考慮した維持費をも見込む（法定会計では死亡給付のみ想定） ・新契約費は資産計上され、保険期間にわたって計画的に償却（費用認識）していく

5. 法典化に対する各州の対応

前記のとおりNAICレベルで会計基準の法典化を行っても、各州がこれらを自州の保険法・規則として採択しない限りその効力が生じない。

そこで、各州の採択動向に関心がもたれることとなるが、ACLI, AIA等が聴取した各州の採択方針(2000年3月現在)情報によると、全州ともに基本的な方向としては法典化による統一会計基準を採択する意向を示している。

上記調査により主要州(収入保険料上位5州)の動向を見ると次のとおりとなっている⁽³⁰⁾。

カルフォルニア州

- ・ 予定通り 2001 年 1 月実施予定
- ・ 州保険局は全保険会社に「法典化」が 2001 年 1 月に施行される旨を通知、さらに、法典化と矛盾する項目ないし時代遅れとなった項目については数年前に廃止した

ニューヨーク州

- ・ 予定通り 2001 年 1 月実施予定
- ・ 既存の保険法と抵触する法典化事項については州法を優先するという前提で法典化を実施する意向
- ・ 法典化実施に関する内部委員会を設置、利害関係人からのコメントを聴取している(法典化を採用しないこともありうる旨も示唆されている)

テキサス州

- ・ 予定通り 2001 年 1 月実施予定
- ・ 法典化採択のための規則を公布予定
- ・ 規則では法典化と既存の州会計ガイダンスとの相違点を明確化する
- ・ 保険局は現行会計ガイダンス見直しのための保険会社・利害関係人からなるグループを結成

イリノイ州

- ・ 予定どおり 2001 年 1 月実施
- ・ 現行保険法上の認容資産の定義を廃止し法典化にあわせる、さらにHMO等も法典化にあわせた会計報告を要求(既に99年8月に法律改正済み)

フロリダ州

- ・ 予定どおり 2001 年 1 月実施予定
- ・ 保険局は規則公布によって法典化を採択予定
- ・ 保険局は既存の会計規制と法典化を比較し法令改正の必要性を確認するための内部ワーキン

⁽³⁰⁾ NAIC Codification of Statutory Accounting Principles State Implementation(March 2000)、上記 ACLI,AIA の他に Alliance of American Insurers,National Association of Independent Insurers,National Association of Mutual Insurance Companies が共同して作成した。

グ・グループを 99 年に設置

その他の州についても概ね法令により法典化を採択する旨の意向を明確にするとともに、既存の法令と法典化の間の齟齬を調整するための検討を加えるなど新年度実施に向けての対応を行っているところである。

NAICでは法典化の採択を将来的には認定州基準（Accreditation Standard）のひとつに加える意向であることから、この面からも法典化の全国ルールとしての基礎が確保されていくことになるものと見られる。

IV. 国際会計基準の動向とN A I Cの対応

1. 国際会計基準委員会と「保険」に関する Issues Paper

各州が法典化による新会計基準の適用に向けて取組み、法定会計が新たな段階を迎えようとしている最中において、国際会計基準委員会（I A S C）の保険会計起草委員会（Steering Committee on Insurance）はこのほど（99 年 12 月）「保険」に関する Issues Paper⁽³¹⁾を発行し、IASC の保険会計プロジェクトの第一段階としての暫定的見解を明らかにした。

今回の Issues Paper における見解はまさに暫定的なもので、今後このペーパーに対するパブリック・コメントを考慮した後、パブリック・コメント用のドラフト・ステートメント（Draft Statement of Principles, DSOP）を発行し、このコメント聴取の後さらに国際会計基準草案（Exposure Draft of a proposed IAS）を作成、これへのパブリック・コメント等所要の調整を行った後、国際会計基準委員会理事会の承認を受けるというプロセスを辿って最終決着へと持ち込まれる予定となっている。

このような多段階のプロセスを経ることから最終的に会計基準の効力が発生するのは早くても 2004 年以降となる模様である。

今回の Issues Paper は 1997 年に国際会計基準委員会理事会が保険会計プロジェクト発足の承認を行ったことを受けて、保険業界が重要な産業で、国際化が一段と進んでいること、保険会社の会計実務が多様化し、しかも他企業とその取扱いが著しく異なっていること、国際会計基準においても保険に関する特殊な問題を扱っていないこと等の問題意識の下で、保険会計に関する重要課題の認識とこれへのパブリック・コメント確保の観点から作成、公表されたものである。

主要な内容は概ね以下のとおりであり、米国の法定会計から見て特に画期的な点は 責任準備金（負債）の評価についても時価による評価が提示されていること、（保険契約の）損益の認識を資産・負債測定法によること、保険会計の切り口として「保険会社」ではなく「保険契約」としている点である。

- ・ 保険債務（insurance liabilities）は割引評価し、なおかつ、現行契約から生じる将来のキャッシュ・フローに関する現在の推定に基づくものとする
- ・ 殆ど全ての金融資産・負債を公正価値で評価することを要求する新国際会計基準⁽³²⁾が採択されるという前提のもとで、1）保険契約は公正価値で評価する、2）明示的ないし非明示的な勘定残

⁽³¹⁾ IASC, *Issues Paper: Insurance, Vol. 1* (November 1999), このペーパーの目的はパブリックコメントを聴取するためのみのもので、IASC 理事会で検討されたものでもなく、また必ずしも理事会の見解を示すものでもないとされている。

⁽³²⁾ 現在国際会計基準では、公正価値評価の暫定基準である IAS 第 39 号（98 年 12 月設定）があるが、一方でより完全に包括的な基準作りが 2000 年末終了をめどに進められている。

高 (account balance) を有する生命保険契約の債務は勘定残高を下回ることがある、3) 保険債務の公正価値を決定することは、活発で流動性ある流通市場が存在しないことから困難な課題を伴うため、具体的測定方法は将来 (プロジェクトの後の段階で) 提示するものとする

- ・ 保険会計の目的は保険契約から派生する資産・負債を測定すること (資産・負債測定法、asset-and-liability measurement approach) であり、収益・費用マッチングの観点から収益・費用を繰延べること (繰延・マッチング法、deferral-and-matching approach) は望ましくない
- ・ 保険債務の過大評価分を黙示的ソルベンシー (マージン)・必要自己資本に含めてはならない
- ・ 新契約費は繰延資産として計上してはならない
- ・ 保険債務評価額の変化はすべてこれらが発生したときに認識するものとする
- ・ 保険会計は主として「保険会社の会計全体」を取扱うのではなく「保険契約」の会計を取扱うべきである。

以上のような、I A S C プロジェクトの提言はあくまでも一般目的の財務諸表 (General Purpose Financial Statements) に関するものであり、保険監督目的の会計に関するものではない。

したがって、(米国) 法定会計側で会計目的の相違を理由に独自の会計基準で対応することは理論的に可能であるが、Issues Paper でも指摘されているように、当保険会計プロジェクトの成果が保険監督官にとっても意義を有すること、一般目的の財務会計を保険監督に使用している国に対してはこの基準が直接影響を及ぼすこと、保険監督用の会計を有している国に対しても、各国の保険監督官によるソルベンシー・資本充分性要件に関する共通手法の開発意欲が間接的ながら影響を与えること等を考慮すると、N A I C も無関心ではいられない。

2. Issues Paper に対する N A I C の対応

N A I C では I A S C 起草委員会の諸提言に対応するため内部にワーキング・グループ (International Accounting Standards Working Group, IASWG) を設置し N A I C としてのスタンスを検討しているところである。

I A S C 起草委員会では Issues Paper に対するコメント期間を 2000 年 5 月末までとしたことから N A I C も早急にコメントの作成にかかり、同年 4 月にコメント集を取り纏め N A I C としてのスタンスを明らかにした⁽³³⁾。

そこで、以下では Issues Paper の中で特に特徴的であると見られる時価 (公正価値) 会計等の主要項目について NAIC の考え方を見ていくこととする。

⁽³³⁾ NAIC, *IASC Insurance Issues Paper* (April 2000), Issues Paper に対する反論を含めたコメントだけでなく、NAIC の機能、法典化の実施などについても記されている。

(1) 公正価値会計 (Fair Value Accounting)

NAICでは、保険契約の公正価値による評価について、純粹理論上は 保険会社と非保険会社間の整合的な会計処理法が確保できる、 保険契約と他の金融商品との間の整合性が確保できる、 保険資産と保険債務との間の整合性が確保できるなどのメリットがあることから、これを支持できるとしているが、実際問題として現状において公正価値計算のための信頼できるシステム・モデルがない以上、これを支持することはできないとしてIASCの提言に難色を示している。

こうした結論に至った主要な根拠としてNAICは次のような理由を挙げている。

公正価値算定のための仮定は会社ごとに著しく異なっており、決定するのが困難である。このような仮定のバラツキは公正価値会計が期待する保険者間の整合性メリットを減殺することとなる。

さらに、保険業以外の業界では保険リスクの移転が行われることがなく、市場価額を観察することができないため、保険契約に対する独自の測定・認識基準が必要である。

公正価値算定は元来、会社の判断に基づくものであるから、利益操作の可能性が高まることとなる。

金利、インフレ率、信用リスク、負債などが経営陣の判断によるところ大なる要素で、財務諸表上の負債の信頼性に影響を与える。

公正価値計算の根拠となる仮定の変動から生じる金額を損益計算に含めることによって期間損益の変動が激化する。

IASCは公正価値の推定額の見直しをどの程度の頻度で行うかのガイドラインを提示していない。

IASCの目的（財務諸表利用者に対するより良質な情報の提供）に照らしても、財務分析に習熟していない一般投資家等の外部利用者が、公正価値会計適用による会計数値の変動によってメリットを享受できるかどうか疑問である。

公正価値概念は、資産・負債の保守的な評価をベースにしてサープラスの適正性を判断する米国の監督方式に合致していない。

一つの公正価値会計モデルとして「最良推定に基づく負債＋マージン」とした場合、これは保険監督官にとって十分なソルベンシー情報とはなりえない。

IASCの起草委員会が公正価値評価を採用する場合には、公正価値推定に際して保守主義の観点を導入すべきである。

以上のような根拠を明示したうえで、NAICはIASCの起草委員会が会計基準として包括的な測定方法を明確にする前に公正価値評価の実務的な適用方法を徹底的に提示すべきであり、

極力早期の段階で保険契約への公正価値適用方法のガイドラインを開発すべきであると主張している。

(2) (損益の) 認識と測定

Issues Paper では、認識と測定 (Recognition and Measurement) の方法として資産・負債測定法 (Asset and Liability Measurement) を推奨し、繰延・マッチング法 (Deferral and Matching) を排除している。

資産・負債測定法は国際会計基準のフレームワークの資産・負債の定義と整合性を有する手法で、収益・費用を資産・負債の変化として捉える点に特徴がある。

この手法の下では保険契約に関する利益は他の金融資産と同様に資産・負債額の変化として把握されることとなる。

資産・負債測定法を採用する場合には、一般的にバランスシートに計上すべき金額の適切な評価に重点が置かれることにより、結果として、新契約費は繰延資産計上すべきでない(フレームワークの資産の定義に合致しない)、仮定を設定するに際しては現在の情報に配慮する、保険会社の負債測定は、保険会社の資産ポートフォリオに組み込まれているキャッシュフローおよびリスクではなく、負債に組み込まれているキャッシュフローおよびリスクによるべきである、との結論が得られることとなる。

さらに、フレームワークが要求する(財務諸表上の)情報の中立性に基づき、資産の過小評価または負債の過大評価による過剰準備金の形成は禁止される。

この結果、I A S C 起草委員会の提言によると、契約者保護の観点から行われている資産の過小評価、負債の過大評価による過剰準備金の形成(これを、ソルベンシー・マージン、広義の資本要件に含めること)が認められなくなり、ソルベンシーの確保は一般目的会計をベースに別途、R B C 規制、資本充分性テスト、投資規制等で行われることとなる。

これに対して、I A S C では繰延・マッチング法について以下のとおり整理しているが、I A S C のフレームワークに合わないとしている。

すなわち、繰延・マッチング法の場合は、事前算定の困難な費用を測定可能な収入に対応させることを会計目的として捉えている。

したがって、この手法の下では保険業に内在するリスクの分散概念と整合的で、保険契約から生じる利益がリスク分散を反映した一定のパターンにしたがって出現すると解釈される。

つまり、保険料収入と保険金支出は別個ではあるが関連した現象であるとして捉えられ、保険金給付と保険料(収入)を保険期間にわたって対応させ成果の測定がなされることとなる。

その結果、この手法のもとでは適切な収益測定に重点が置かれ、保険契約に関する収益がその長期性等から一定の継続的なパターンによって認識されるため、次のような特徴が引き出されるこ

となる。

新契約費は資産として繰延べ、保険期間にわたって関連する保険料と対応させながら償却する

(一度に受入れた)保険料は繰延べ、保険期間にわたって収入計上する

保険会社が仮定の選択を行う場合は、短期的な変動ではなく長期的な傾向を重視する

保険会社に帰属する資産・負債の公正価値変動の効果は、債務弁済のために資産を処分するまで認識すべきではない

保険債務の測定に際しては、債務とそれに対応する資産の関連性に配慮する

これらは、資産・負債測定法とは相容れない特徴であり、否定的なスタンスがとられている。

このようなIASB起草委員会の動向に対しNAICは、これら「認識・測定」に関する提言が理論的レベルのものに終始しているため、実のある反論は困難であるとして、体系的コメントを避け以下のような疑問のみを提起している。

資産・負債測定法によった場合の一般目的会計の意義・目的が提示されておらず、不明瞭である。

例えば、この手法のもとでの損益計算書の目的について議論がなされていない。

因みに、繰延・マッチング法と整合的である米国GAAPでは、損益計算書の目的は「経営成果」(management's performance)の報告であるとされている。

これに対して、資産・負債測定法のもとでも、損益計算書が同様に経営成果の測定手段として機能し続けることが可能なのか。

資産・負債測定法に従い会社の損益が資産・負債の変化額として捉えられた場合、財務諸表の利用者が実際の経営実績と資産・負債の公正価値変化分との間の相違を区別できるであろうか(特に、明確な市場価額のない資産の公正価値変化が問題である)。

さらに、NAICはフレームワークとの関連の中で、資産・負債の過小・過大計上による過剰積立てが禁止されるとともに、保険監督も一般目的会計をベースにするのが望ましいとの指摘がなされてきたことを受けて、国際会計基準のフレームワークを保険会計基準のベースとして使用することには同意するが、ソルベンシー規制に貢献できるようにフレームワークに保守性概念(concept of conservatism)を導入すべきであるとの見解を表明している。

(3) 「保険会社の会計」か「保険契約の会計」いずれを対象とするか

前記のとおりIASB起草委員会の提言では「保険契約の会計」が標榜されている。

従来、米国家定会計ではIASB起草委員会が指摘するような「保険会社」か「保険契約」かいずれかの切り口で会計処理を行うかについての明確な議論は見受けられなかったが、事実上は契約者保護の観点に照らして「保険会社の会計」(保険会社の会計の全項目)を暗黙の前提にして

会計に関する議論がなされてきたものと考えられる。

すなわち、監督当局は、保険契約の特質に鑑み支払能力を確保するために 事業免許、 事業種類拡大の認可、 会社経営陣の評価、 資本要件、 R B C 要件、 投資規制、 その他監督規制等各種規制を実行していく必要があり、このためにも保険会社会計の全項目に関心をもたざるを得ないからである。

ただ、N A I C は近年銀行等州保険局の直接規制下にはない主体が保険の販売に乗り出すようになった事実を踏まえ、このようなケースを対象とした「保険契約の会計」にも存在意義がでてきたものと見ている。

今回のパブリック・コメントでは、N A I C としてはいずれの方式が望ましいかの結論を示さず、今後、I A S C 起草委員会がこのような議論を掘下げる場合には保険監督官のニーズに配慮すべきである旨の要望を行うにとどめている。

今回のN A I C の対応は当然のことではあるが、 現行の法定会計手法と矛盾する点についてはI A S C 起草委員会の提言に消極的な姿勢を示している（責任準備金の時価評価、資産・負債の過小・過大強化による過剰積立の禁止） 損益の認識において米国G A A P の収益認識法（繰延・マッチング法）を支持している点が特徴的であり、米国の法定会計とG A A P の現状を前提にしてコメント（批判）を行っていることが窺える。

いずれにせよまだ議論は緒についたばかりであり、今後I A S C 起草委員会がコメントを受けにより精練された手法を提示してくる段階でさらに活発な議論が展開されるものと予想されることから、I A S C 起草委員会とN A I C の対応には引き続き留意していく必要があるものと考えられる。

V. おわりに

以上のとおり、米国における法定会計統合化は長年の歳月をかけて準備作業を進めてきた結果、各州の法典化採択を前提にようやく 2001 年に 1 月に実施されることとなり、法定会計は新たな段階を迎えることとなった。

統一会計基準の適用によって従来の法定会計が外見上大きく変わるということはないが、法定会計の基本コンセプトにおいて G A A P の尊重とその位置づけの明確化が図られたこと（従来は G A A P に無関心であった）、法定会計固有の会計処理については G A A P の適用を排除するとともに、法定会計としての対処方法を会計基準として精緻化・体系化を図り、包括的な会計基準としての体制が確保されたこと、等により公表される会計情報のよって立つ理念ないし基盤がより堅固な形で確立されることとなった。

こうした法定会計の体制整備によってその透明性が一段と向上するとともに、各社間の比較可能性も高まることから、これを利用する保険監督官を始め外部のアナリスト、公認会計士、格付機関等の利便性がいっそう充実することとなり、法定会計による健全性チェック機能の強化が期待される。

また、保険監督上の重要課題である R B C 規制、インソルベント認定等を行うに際して法定会計が基礎情報とされることから、法定会計の統合が進めば保険監督の透明性の確保、各州間の調整作業の迅速化等にも貢献することとなり、ひいては保険監督の効率化がさらに促進されるものと期待される。

しかしながら、今回の法典化についても州による採択が適用の前提であり、しかもこれらの修正権限が依然として州に留保されているため、法典化による会計基準が当然に唯一の全米基準となるわけでない。

すなわち、法典化による会計基準が、会計士側により期待された全保険会社に一貫して要求される包括的な会計処理の基礎を提供するものとして認められず、あくまでも州法規定が優先することとされたため、G A A P に対峙する O C B O A として認識されるに至らなかったわけであり、この意味で N A I C の期待（O C B O A に準拠した適正意見の取得）は達成されなかったことになる。

このような状況のもとで、法典化による会計基準をより権威ある会計基準として認知させていくには、各州の動向でも見たように全州レベルで積極的に法典化を採択、実行に移すことによって早期にこれを定着させ、事実上の全米ルールとしての安定的な制度に誘導していくことである。

おりしも近年における金融グローバル化等進展等の環境変化を受けて、N A I C は本年になって「保険規制の将来」と称するステートメントを発行し、保険監督の方向性を明らかにした。

このステートメントによると、今後の保険監督の基本スタンスは金融制度改革（銀保証の相互乗入れ）や急速な市場の変化に対応するため、各州間の保険監督を極力ハーモナイズし（募集免許の統一化、商品認可の一元化等）し、スピード化・効率化を達成することである、とされている。

こうしたハーモナイズの進展は、会計基準の統合をも大きく支援するものであり、法典化による会計基準が全米ルールとして確たる基準として定着するための必要条件である。

新会計基準は現時点ではOCBOAとしての認知を得ていないが、これが上記のような環境を背景にして事実上の全米会計実務として定着し、州の変更権限が実質的に有名無実のものになる程度まで普及していけば、法典化による会計基準は事実上のOCBOAとして評価されていくことになるだろう。

(参考文献・資料)

- ・ 青山監査法人・プライスウォーターハウス『アメリカの会計原則 1999 年版』(東洋経済新報社、1999 年)
- ・ 江口 武久「損害保険会社の支払能力問題 - 最近のアメリカにおける動向報告 - 」保険学雑誌 534 号 (1991 年)
- ・ 金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理について (保険会社会計を巡る論点整理)」(2000 年 6 月)
- ・ 醍醐 聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』(中央経済社、1999 年)
- ・ 中央監査法人・ニッセイ基礎研究所編『企業年金の会計と税務』(日本経済新聞社、1999 年)
- ・ 古瀬 政敏『アメリカの生命保険会社の経営革新』(東洋経済新報社、1996 年)
- ・ 古瀬 政敏「生命保険会社の財務状態と経営成績の開示 - いわゆる SAP と GAAP のあり方を考察するための基礎作業 - 」文研論集第 131 号 (2000 年)
- ・ AICPA, Statement of Position 95-1: *Accounting for Certain Insurance Activities of Mutual Life Insurance Enterprises* (January 1995)
- ・ A.M. Best, Inc. *Best Week* (L/H) (June 10, 1996)
- ・ Annual Statement of the Metropolitan Life Insurance Company for 1995
- ・ Annual Statement of the Northwestern Mutual Life Insurance Company for 1994
- ・ Edward E. Graves and Lynn Hayes, *McGill's Life Insurance* (The American College, 1994)
- ・ Equitable, *The Equitable Companies - Annual Report* 1996 (1997)
- ・ FASB, *Original Pronouncements (1997/98 Edition), Accounting Standards as of June 1, 1997, Vol. 1* (John Wiley & Sons, 1997)
- ・ IASC, *Issues Paper: Insurance, Vols. 1 and 2* (November 1999)
- ・ Insurance Accounting & Systems Association, *Life Insurance Accounting*. 3rd ed. (IASA, Inc, 1994)
- ・ Kenneth Black, Jr and Harold D. Skipper, *Life & Health Insurance*. 13th ed. (Prentice Hall, 2000)
- ・ Metropolitan Life, *MetLife-AR98* (1999)
- ・ NAIC, *Accounting Practices and Procedures Manual for L/H Insurance Companies* (NAIC, 1997)
- ・ NAIC, *Accounting Practices and Procedures Manual, Vols. 1 and 2* (NAIC, March 2000)
- ・ NAIC, *Annual Statement Instructions: Life, Accident and Health* (1998)
- ・ NAIC, *IASC Insurance Issues Paper* (April 2000)
- ・ NAIC, *NAIC Codification of Statutory Accounting Principles State Implementation* (March 2000)
- ・ NAIC, *NAIC Policy Statement on Financial Regulation Standards* (1989)
- ・ NAIC, *1991 Proceedings of NAIC, Vol. 1 A* (1991)
- ・ NAIC, *Purposes and Procedures of the Securities Valuations Office of the NAIC* (January 1994)
- ・ New York Insurance Department, *Circular Letter 1999-25* (October 1999)

- New York Insurance Department, *Circular Letter No.11* (February 2000)
- Robert I. Mehr and Sandra G. Gustavson, *Life Insurance Theory and Practice*, 4th ed. (Business Publications, 1987)